

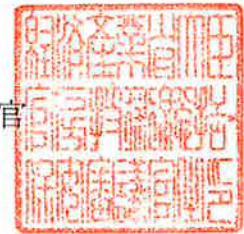
経済産業省

20230310保局第2号

使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）の一部を改正する規程

使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（20170323商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(別紙)

使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（20170323 商局第3号）の一部を改正する規程（案）
新旧対照表

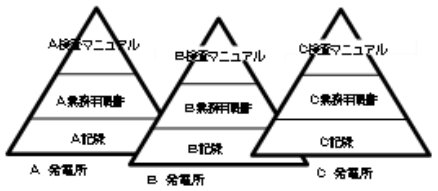
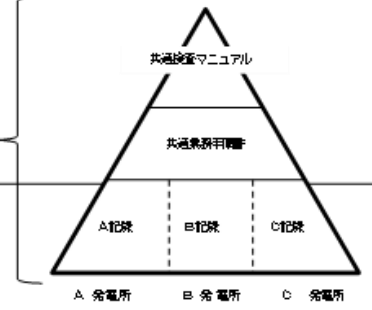
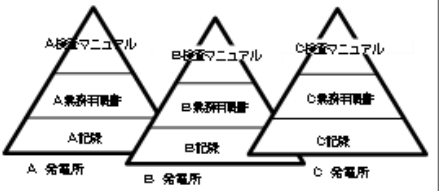
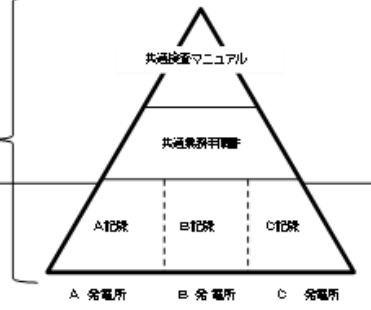
改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

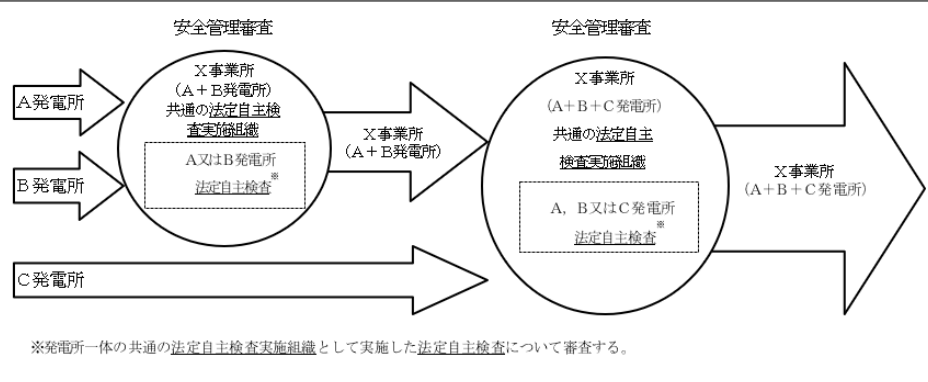
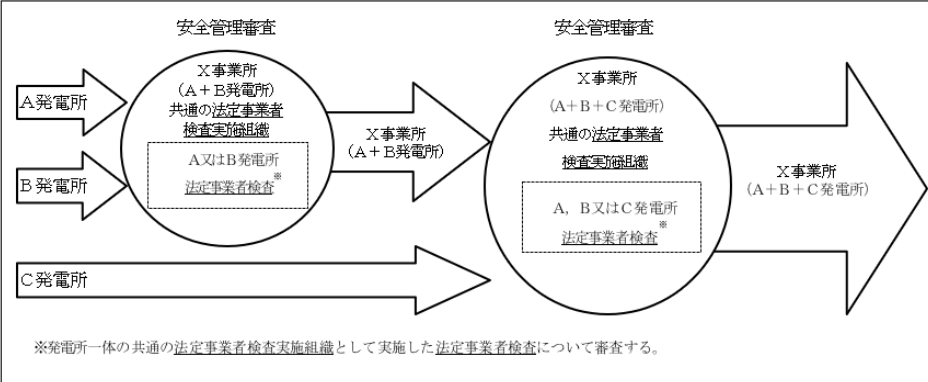
改 正 後					改 正 前				
使用前・定期安全管理審査実施要領					使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）				
表1 安全管理審査に適用する関係法令等					表1 安全管理審査に適用する関係法令等				
	法令等名	文書番号	公布年月日	文書種別		法令等名	文書番号	公布年月日	文書種別
1～15	（略）	（略）	（略）	（略）	1～15	（略）	（略）	（略）	（略）
16	電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈	（略）	（略）	（略）	16	電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈	（略）	（略）	（略）
17	火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について	（略）	（略）	（略）	17	火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について	（略）	（略）	（略）
18	（略）	（略）	（略）	（略）	18	（略）	（略）	（略）	（略）
19	電気事業法施行規則に基づく溶接自主検査（火力設備）の解釈	（略）	（略）	（略）	19	電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査（火力設備）の解釈	（略）	（略）	（略）
20	電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接自主検査ガイド	（略）	（略）	（略）	20	電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド	（略）	（略）	（略）
21	電気事業法施行規則第118条第1項第11号の解釈について	（略）	（略）	（略）	21	電気事業法施行規則第115条第1項第11号の解釈について	（略）	（略）	（略）

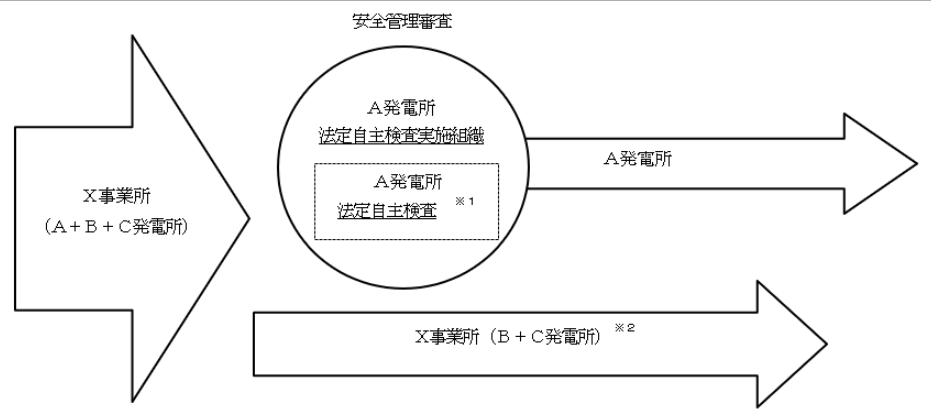
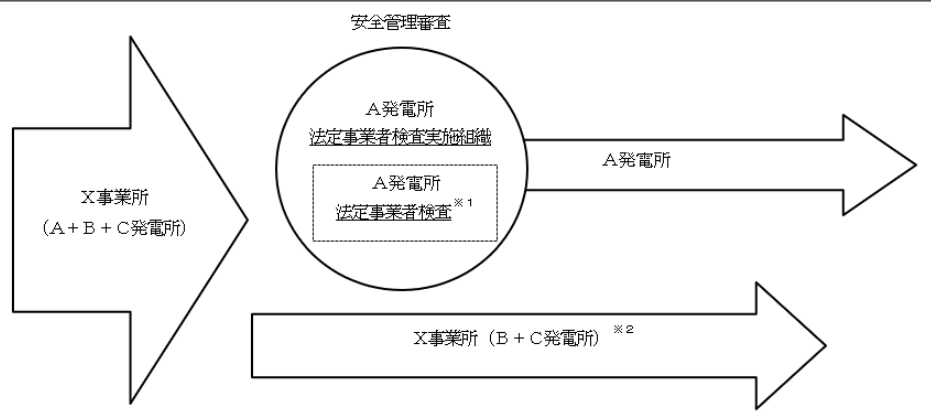
改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
4. 用語の定義 本実施要領における用語の定義は、次のとおりである。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>法定自主検査</u> 法第51条第1項による使用前自主検査又は法第55条第1項による<u>定期自主検査</u>をいう。 (6) 安全管理検査 法第51条に規定される使用前安全管理検査又は法第55条に規定される定期安全管理検査をいう。安全管理検査は、<u>法定自主検査</u>、安全管理審査及び評定から構成される。 (7) インセンティブ 省令第73条の6第1号に掲げる使用前自主検査の実施又は省令第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に掲げる<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制（以下「継続的な検査実施体制」という。）がとられていると評定された組織が、省令第73条の6第1号又は省令第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に従い、前回の評定通知を受けた日から最大6年3月を超えない時期に安全管理審査を受審できることをいう。 (8) (略) (9) <u>法定自主検査実施体制</u> <u>法定自主検査</u>の実施に係る体制をいう。 (10) <u>法定自主検査実施組織</u> <u>法定自主検査実施体制</u>を構築している組織をいう。<u>法定自主検査実施体制</u>に協力事業者がいる場合は、協力事業者も含む。 (11) 複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u> 各発電所の<u>法定自主検査実施組織</u>の上位組織が、複数の発電所において共通のマニュアル、手順書等を策定し、各発電所の<u>法定自主検査実施組織</u>が共通のマニュアル、手順書等（上位組織で定められるマニュアル、手順書等以外で、発電所ごとにその設備実態に応じた手順書等を作成する場合は、作成手順を具体的に示した文書等が上位組織において策定され、その手順どおりに作成されていること。）に従い<u>法定自主検査</u>を実施する体制をいう。なお、発電所には建設所を含む。（「図1 複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>の概略」を参照） (12) 検査員	4. 用語の定義 本実施要領における用語の定義は、次のとおりである。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>法定事業者検査</u> 法第51条第1項による使用前自主検査又は法第55条第1項による<u>定期事業者検査</u>をいう。 (6) 安全管理検査 法第51条に規定される使用前安全管理検査又は法第55条に規定される定期安全管理検査をいう。安全管理検査は、<u>法定事業者検査</u>、安全管理審査及び評定から構成される。 (7) インセンティブ 省令第73条の6第1号に掲げる使用前自主検査の実施又は省令第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に掲げる<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制（以下「継続的な検査実施体制」という。）がとられていると評定された組織が、省令第73条の6第1号又は省令第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に従い、前回の評定通知を受けた日から最大6年3月を超えない時期に安全管理審査を受審できることをいう。 (8) (略) (9) <u>法定事業者検査実施体制</u> <u>法定事業者検査</u>の実施に係る体制をいう。 (10) <u>法定事業者検査実施組織</u> <u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している組織をいう。<u>法定事業者検査実施体制</u>に協力事業者がいる場合は、協力事業者も含む。 (11) 複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u> 各発電所の<u>法定事業者検査実施組織</u>の上位組織が、複数の発電所において共通のマニュアル、手順書等を策定し、各発電所の<u>法定事業者検査実施組織</u>が共通のマニュアル、手順書等（上位組織で定められるマニュアル、手順書等以外で、発電所ごとにその設備実態に応じた手順書等を作成する場合は、作成手順を具体的に示した文書等が上位組織において策定され、その手順どおりに作成されていること。）に従い<u>法定事業者検査</u>を実施する体制をいう。なお、発電所には建設所を含む。（「図1 複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>の概略」を参照。） (12) 検査員

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
<u>法定自主検査実施体制</u>において、省令第73条の4又は省令第94条の3に規定する方法による<u>法定自主検査</u>を着実に実施するための能力を有し、<u>法定自主検査</u>を実施する者をいう。<u>法定自主検査実施体制</u>に協力事業者がいる場合は、協力事業者の検査員も含む。 5. 安全管理審査申請の取扱い 5. 1. 申請の受付 安全管理審査の受審申請に係る組織の単位は、省令第52条第1項若しくは同条第3項で定める主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任範囲若しくは兼任範囲である事業場又は設備に係る<u>法定自主検査実施組織</u>又は複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>（設備に係る<u>法定自主検査実施組織</u>を除く。以下同じ。）とする。 また、電気工作物設置者は、省令第73条の6各号又は省令第94条の5第1項各号若しくは第2項各号に規定する組織として安全管理審査を受審したい旨の意思表示をした場合には、それぞれ当該各号に規定する組織に係る審査を受けることができる。 なお、使用前安全管理審査と定期安全管理審査をまとめて受審申請することはできない。 安全管理審査の申請は、省令第73条の6の2第1項又は省令第94条の5の2に定める電気工作物にあっては登録安全管理審査機関が、それ以外のものにあっては、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）<u>第46条第3項の表第17号又は第21号</u>で定める権限に応じて国が受理するものとする。 申請書の記載について、国は省令第73条の7第1項又は省令第94条の6第1項で定める様式において、登録安全管理審査機関は省令第73条の7第2項又は省令第94条の6第2項に基づき登録安全審査機関が定める様式において確認する。 なお、水力設備及び送変電設備について同一の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築した場合にあっては、水力設備又は送変電設備の<u>法定自主検査</u>の結果をもって省令第73条の6第1号に規定する組織としての審査の受審を可能とする。 複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>としての申請は、共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している	<u>法定事業者検査実施体制</u>において、省令第73条の4又は省令第94条の3に規定する方法による<u>法定事業者検査</u>を着実に実施するための能力を有し、<u>法定事業者検査</u>を実施する者をいう。<u>法定事業者検査実施体制</u>に協力事業者がいる場合は、協力事業者の検査員も含む。 5. 安全管理審査申請の取扱い 5. 1. 申請の受付 安全管理審査の受審申請に係る組織の単位は、省令第52条第1項若しくは同条第3項で定める主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任範囲若しくは兼任範囲である事業場又は設備に係る<u>法定事業者検査実施組織</u>又は複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>（設備に係る<u>法定事業者検査実施組織</u>を除く。以下同じ。）とする。 また、電気工作物設置者は、省令第73条の6各号又は省令第94条の5第1項各号若しくは第2項各号に規定する組織として安全管理審査を受審したい旨の意思表示をした場合には、それぞれ当該各号に規定する組織に係る審査を受けることができる。 なお、使用前安全管理審査と定期安全管理審査をまとめて受審申請することはできない。 安全管理審査の申請は、省令第73条の6の2第1項又は省令第94条の5の2に定める電気工作物にあっては登録安全管理審査機関が、それ以外のものにあっては、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）<u>第27条第3項の表第17号又は第21号</u>で定める権限に応じて国が受理するものとする。 申請書の記載について、国は省令第73条の7第1項又は省令第94条の6第1項で定める様式において、登録安全管理審査機関は省令第73条の7第2項又は省令第94条の6第2項に基づき登録安全審査機関が定める様式において確認する。 なお、水力設備及び送変電設備について同一の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築した場合にあっては、水力設備又は送変電設備の<u>法定事業者検査</u>の結果をもって省令第73条の6第1号に規定する組織としての審査の受審を可能とする。 複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>としての申請は、共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築し

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
それぞれの発電所又は事業所において安全管理審査を受審する時期に申請を行う必要がある。 なお、同時期に安全管理審査を受審する複数の発電所又は事業所がある場合は、それらについてまとめて安全管理審査の申請をすることができる。 （「図２－１ 複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>の一体化の例」を参照） 例えば、図２－１においては、まず、Ａ発電所とＢ発電所において同時期に<u>法定自主検査</u>を行うため、設置者はそれらをまとめてＸ事業所（Ａ発電所、Ｂ発電所）として申請し、審査機関が安全管理審査を行う。次にＣ発電所において<u>法定自主検査</u>を行う際、設置者はＸ事業所（Ａ発電所、Ｂ発電所、Ｃ発電所）として申請し、審査機関が安全管理審査を行う。また、複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>から一部の発電所又は事業所を切り離す場合の申請は、新たに<u>法定自主検査実施体制</u>を構築した<u>法定自主検査実施組織</u>として実施する<u>法定自主検査</u>を行う時期に申請を行う必要がある。（安全管理審査の対象となる<u>法定自主検査</u>を実施する場合に限る。）なお、切り離される発電所又は事業所は、新たに<u>法定自主検査実施体制</u>を構築した<u>法定自主検査実施組織</u>として安全管理審査の申請を行う。（「図２－２ 複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>の切り離しの例」を参照） 例えば、図２－２では、Ｘ事業所（Ａ発電所、Ｂ発電所、Ｃ発電所）からＡ発電所を切り離すために、Ａ発電所単独の<u>法定自主検査実施組織</u>として申請し、審査機関が安全管理審査を行う。この場合、Ｘ事業所（Ｂ発電所、Ｃ発電所）については、複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>を引き続き維持する。	ているそれぞれの発電所又は事業所において安全管理審査を受審する時期に申請を行う必要がある。 なお、同時期に安全管理審査を受審する複数の発電所又は事業所がある場合は、それらについてまとめて安全管理審査の申請をすることができる。 （「図２－１ 複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>の一体化の例」を参照） 例えば、図２－１においては、まず、Ａ発電所とＢ発電所において同時期に<u>法定事業者検査</u>を行うため、設置者はそれらをまとめてＸ事業所（Ａ発電所、Ｂ発電所）として申請し、審査機関が安全管理審査を行う。次にＣ発電所において<u>法定事業者検査</u>を行う際、設置者はＸ事業所（Ａ発電所、Ｂ発電所、Ｃ発電所）として申請し、審査機関が安全管理審査を行う。また、複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>から一部の発電所又は事業所を切り離す場合の申請は、新たに<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築した<u>法定事業者検査実施組織</u>として実施する<u>法定事業者検査</u>を行う時期に申請を行う必要がある。（安全管理審査の対象となる<u>法定事業者検査</u>を実施する場合に限る。）なお、切り離される発電所又は事業所は、新たに<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築した<u>法定事業者検査実施組織</u>として安全管理審査の申請を行う。（「図２－２ 複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>の切り離しの例」を参照） 例えば、図２－２では、Ｘ事業所（Ａ発電所、Ｂ発電所、Ｃ発電所）からＡ発電所を切り離すために、Ａ発電所単独の<u>法定事業者検査実施組織</u>として申請し、審査機関が安全管理審査を行う。この場合、Ｘ事業所（Ｂ発電所、Ｃ発電所）については、複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>を引き続き維持する。

改 正 後		改 正 前	
使用前・定期安全管理審査実施要領		使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）	
X事業所	発電所ごとの <u>法定自主検査実施体制</u>	複数の発電所一体の共通の <u>法定自主検査実施体制</u>	
			
発電所（A、B、C）			
説明	①発電所ごとにマニュアル・手順書を定め、 <u>法定自主検査実施体制</u> を構築する。	①X事業所（本社等）が各発電所に共通して適用するマニュアル・手順書を定め、共通の検査実施体制を構築する。	
	②各発電所は、マニュアル・手順書に従って、検査員の選任、 <u>法定自主検査</u> の実施、記録の管理等を行う。	②各発電所は、マニュアル・手順書に従って、検査員の選任、 <u>法定自主検査</u> の実施、記録の管理等を行う。	
③安全管理審査は、発電所ごとの <u>法定自主検査実施体制</u> に対して行う。		③安全管理審査は、共通の <u>法定自主検査実施体制</u> に対して行う。なお、各法定自主検査に携わった範	
X事業所	発電所ごとの <u>法定事業者検査実施体制</u>	複数の発電所一体の共通の <u>法定事業者検査実施体制</u>	
			
発電所（A、B、C）			
説明	①発電所ごとにマニュアル・手順書を定め、 <u>法定事業者検査実施体制</u> を構築する。	①X事業所（本社等）が各発電所に共通して適用するマニュアル・手順書を定め、共通の検査実施体制を構築する。	
	②各発電所は、マニュアル・手順書に従って、検査員の選任、 <u>法定事業者検査</u> の実施、記録の管理等を行う。	②各発電所は、マニュアル・手順書に従って、検査員の選任、 <u>法定事業者検査</u> の実施、記録の管理等を行う。	
③安全管理審査は、発電所ごとの <u>法定事業者検査実施体制</u> に対して行う。		③安全管理審査は、共通の <u>法定事業者検査実施体制</u> に対して行う。なお、各法定事業者検査に携わった範	

改正後			改正前		
使用前・定期安全管理審査実施要領			使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）		
		囲の組織のみが審査対象となる。			範囲の組織のみが審査対象となる。
図1 複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>の概略			図1 複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>の概略		
 安全管理審査 安全管理審査 ※発電所一体の共通の法定自主検査実施組織として実施した法定自主検査について審査する。			 安全管理審査 安全管理審査 ※発電所一体の共通の法定事業者検査実施組織として実施した法定事業者検査について審査する。		
図2-1 複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>の一体化の例			図2-1 複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>の一体化の例		

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領  ※1：A発電所単独の法定自主検査実施組織として実施した、法定自主検査について審査する。 なお、X事業所（A+B+C発電所）として実施したA発電所の法定自主検査についても合わせて審査する。 ※2：旧「X事業所（A+B+C発電所）評定」が、引き続き適用される。	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）  ※1：A発電所単独の法定事業者実施組織として実施した、法定事業者検査について審査する。 なお、X事業所（A+B+C発電所）として実施したA発電所の法定事業者検査についても合わせて審査する。 ※2：旧「X事業所（A+B+C発電所）評定」が、引き続き適用される。
図2-2 複数の発電所一体の共通の法定自主検査実施体制を構築している法定自主検査実施組織の切り離しの例 5. 2. 法定自主検査実施組織について 省令第73条の4又は省令第94条の3に規定する方法による法定自主検査を着実に実施するため、法定自主検査実施組織には、検査責任者及び主任技術者が含まれていること。 なお、検査責任者と主任技術者は兼務することができる。 5. 3. 法定自主検査に協力した事業者の確認 法第80条の6において準用する法第71条第2項に従い公正に安全管理審査を行うため、登録安全管理審査機関が法定自主検査において協力した場合にあっては、当該登録安全管理審査機関は、当該法定自主検査に係る安全管理審査を実施することはできない。 6. 安全管理検査の流れ 6. 1. 安全管理検査に関する法令要求事項の明確化 安全管理検査に係る設置者及び審査機関は、「表1 安全管理審査に適用する関係法令等」を基本として、それぞれに要求される法令要求事項を明確にし、業務を遂行しなければならない。	図2-2 複数の発電所一体の共通の法定事業者検査実施体制を構築している法定事業者検査実施組織の切り離しの例 5. 2. 法定事業者検査実施組織について 省令第73条の4又は省令第94条の3に規定する方法による法定事業者検査を着実に実施するため、法定事業者検査実施組織には、検査責任者及び主任技術者が含まれていること。 なお、検査責任者と主任技術者は兼務することができる。 5. 3. 法定事業者検査に協力した事業者の確認 法第71条第2項に従い公正に安全管理審査を行うため、登録安全管理審査機関が法定事業者検査において協力した場合にあっては、当該登録安全管理審査機関は、当該法定事業者検査に係る安全管理審査を実施することはできない。 6. 安全管理検査の流れ 6. 1. 安全管理検査に関する法令要求事項の明確化 安全管理検査に係る設置者及び審査機関は、「表1 安全管理審査に適用する関係法令等」を基本として、それぞれに要求される法令要求事項を明確にし、業務を遂行しなければならない。

改正後

使用前・定期安全管理審査実施要領

加えて、登録安全管理審査機関は、法第6章第2節（法第80条の2～第80条の6）に規定する法令要求に合致した組織運営及び安全管理審査を行わなければならない。

6. 2. 安全管理検査における各実施主体の役割分担

安全管理検査の実施主体における役割分担を「表2 安全管理検査の実施主体における役割分担」に示す。

設置者は、法定自主検査を実施し、対象設備が技術基準に適合していること（及び使用前自主検査においては、工事の計画に従って工事が行われたこと）を確認し、その結果を記録し、保存しなければならない。

表2 安全管理検査の実施主体における役割分担

実施主体	担当業務	技術基準等の確認	備考
設置者	●<u>法定自主検査</u>の実施 ●<u>法定自主検査業務一部委託</u>の管理 ●安全管理審査の受審	<u>法定自主検査</u> の合否判定を技術基準に照らして全数確認を行う。	<u>法定自主検査</u> の一部を委託した場合でも同検査の最終責任は設置者が負う。
審査機関	(略)	<u>法定自主検査実施組織</u> が法令要求に従って適切に構築され、機能していることを確認する一環として、技術基準適合確認等を的確に行うことができる能力を有しているかについて確認する。	(略)
国（評定）	(略)	(略)	(略)

6. 3. 法定自主検査の流れ

6. 1. で示した安全管理検査に関する法令要求事項に従い設置者が行う法定自主検査の流れを「図3 電気事業法第51条に基づく使用前安全管理検査の流れ」及び「図4 使用前自主検査の実施に係る流れ」並びに「図5 電気事業法第55条に基づく定期安全管理検査の流れ」及び「図6 定期自主検査の実施に係る流れ」に示す。

6. 4. 安全管理審査の流れ

安全管理審査は、設置者が実施する法定自主検査を適切に評価し、設置者に通知することによって、設置者の自主保安の改善に資するものである。

改正前

使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）

加えて、登録安全管理審査機関は、法第6章第1節（法第67条～第80条）に規定する法令要求に合致した組織運営及び安全管理審査を行わなければならない。

6. 2. 安全管理検査における各実施主体の役割分担

安全管理検査の実施主体における役割分担を「表2 安全管理検査の実施主体における役割分担」に示す。

設置者は、法定事業者検査を実施し、対象設備が技術基準に適合していること（及び使用前自主検査においては、工事の計画に従って工事が行われたこと）を確認し、その結果を記録し、保存しなければならない。

表2 安全管理検査の実施主体における役割分担

実施主体	担当業務	技術基準等の確認	備考
設置者	●<u>法定事業者検査</u>の実施 ●<u>法定事業者検査業務一部委託</u>の管理 ●安全管理審査の受審	<u>法定事業者検査</u> の合否判定を技術基準に照らして全数確認を行う。	<u>法定事業者検査</u> の一部を委託した場合でも同検査の最終責任は設置者が負う。
審査機関	(略)	<u>法定事業者検査実施組織</u> が法令要求に従って適切に構築され、機能していることを確認する一環として、技術基準適合確認等を的確に行うことができる能力を有しているかについて確認する。	(略)
国（評定）	(略)	(略)	(略)

6. 3. 法定事業者検査の流れ

6. 1. で示した安全管理検査に関する法令要求事項に従い設置者が行う法定事業者検査の流れを「図3 電気事業法第51条に基づく使用前安全管理検査の流れ」及び「図4 使用前自主検査の実施に係る流れ」並びに「図5 電気事業法第55条に基づく定期安全管理検査の流れ」及び「図6 定期事業者検査の実施に係る流れ」に示す。

6. 4. 安全管理審査の流れ

安全管理審査は、設置者が実施する法定事業者検査を適切に評価し、設置者に通知することによって、設置者の自主保安の改善に資するものである。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
具体的には、「図3 電気事業法第51条に基づく使用前安全管理検査の流れ」及び「図4 使用前自主検査の実施に係る流れ」又は「図5 電気事業法第55条に基づく定期安全管理検査の流れ」及び「図6 <u>定期自主検査</u>の実施に係る流れ」に示す設置者が行う<u>法定自主検査</u>の実施状況を確認し、<u>法定自主検査</u>の実施体制を審査するものである。 なお、当然ながら、<u>法定自主検査</u>の実施前にあらかじめ安全管理審査を受審することはできない。 審査機関は、省令第73条の6又は第94条の5で定める時期に法第51条第4項又は法第55条第5項及び省令第73条の8第1項（省令第94条の7において準用する場合を含む。）に規定される項目（以下「法定審査6項目」という。）について、安全管理審査を行わなければならない。火力設備及び燃料電池設備の安全管理審査を行う場合にあっては、<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果の確認を行わなければならない。	具体的には、「図3 電気事業法第51条に基づく使用前安全管理検査の流れ」及び「図4 使用前自主検査の実施に係る流れ」又は「図5 電気事業法第55条に基づく定期安全管理検査の流れ」及び「図6 <u>定期事業者検査</u>の実施に係る流れ」に示す設置者が行う<u>法定事業者検査</u>の実施状況を確認し、<u>法定事業者検査</u>の実施体制を審査するものである。 なお、当然ながら、<u>法定事業者検査</u>の実施前にあらかじめ安全管理審査を受審することはできない。 審査機関は、省令第73条の6又は第94条の5で定める時期に法第51条第4項又は法第55条第5項及び省令第73条の8第1項（省令第94条の7において準用する場合を含む。）に規定される項目（以下「法定審査6項目」という。）について、安全管理審査を行わなければならない。火力設備及び燃料電池設備の安全管理審査を行う場合にあっては、<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果の確認を行わなければならない。

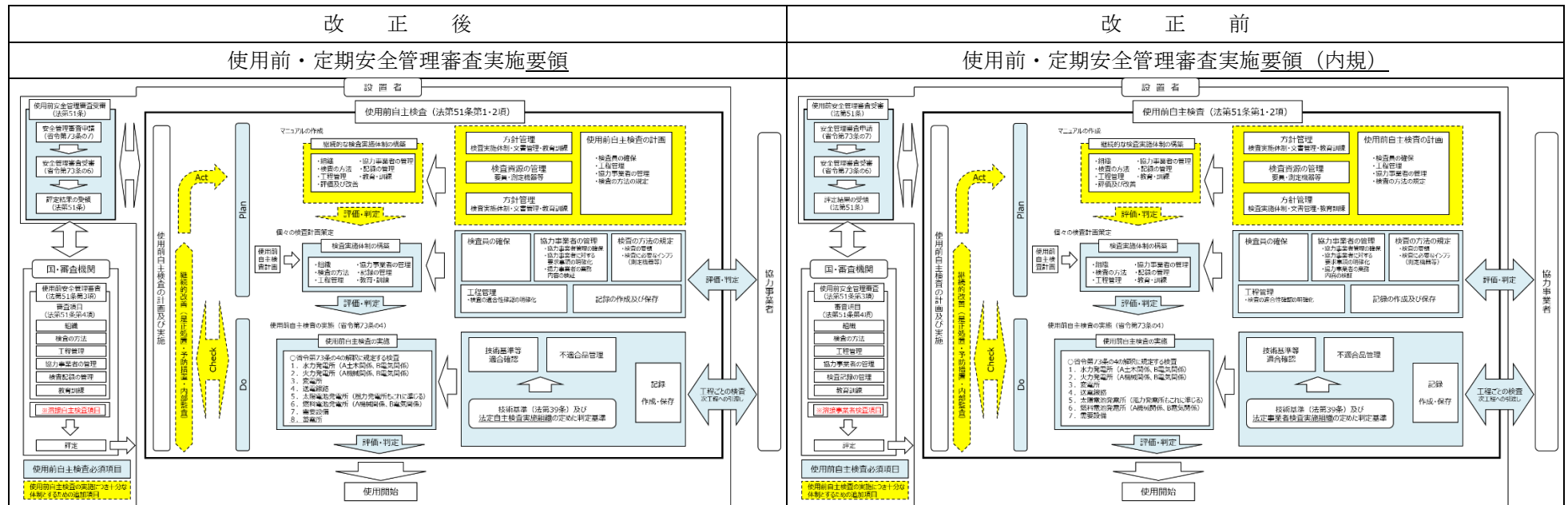


図3 電気事業法第51条に基づく使用前安全管理検査の流れ

図3 電気事業法第51条に基づく使用前安全管理検査の流れ

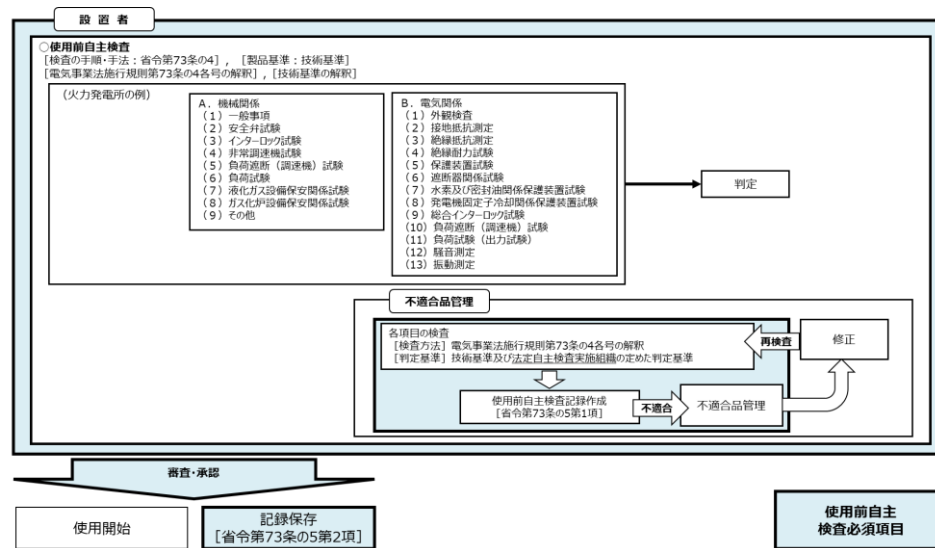


図4 使用前自主検査の実施に係る流れ

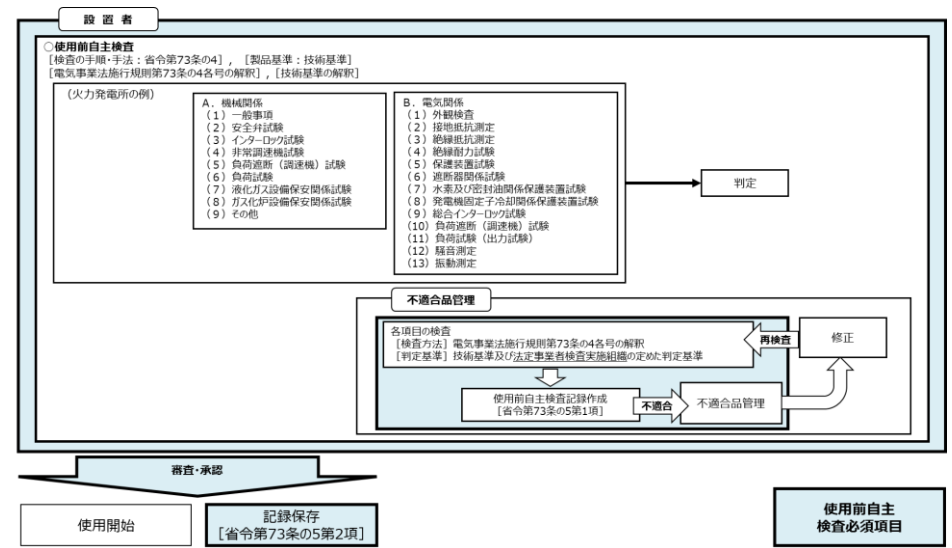


図4 使用前自主検査の実施に係る流れ

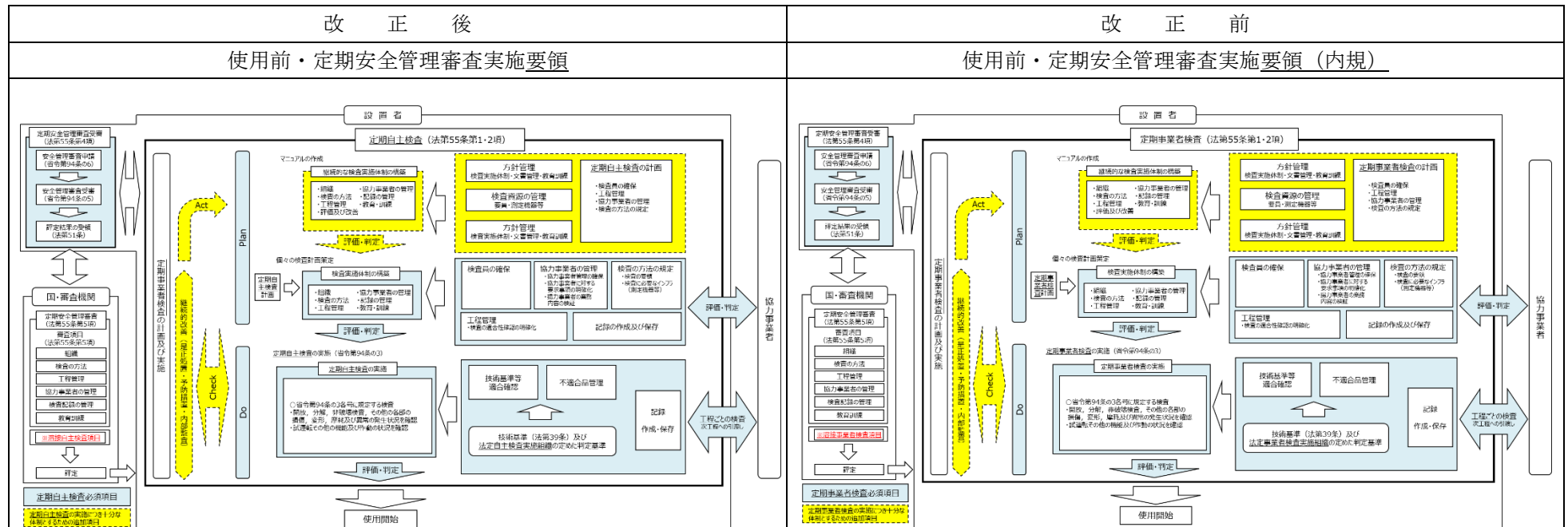
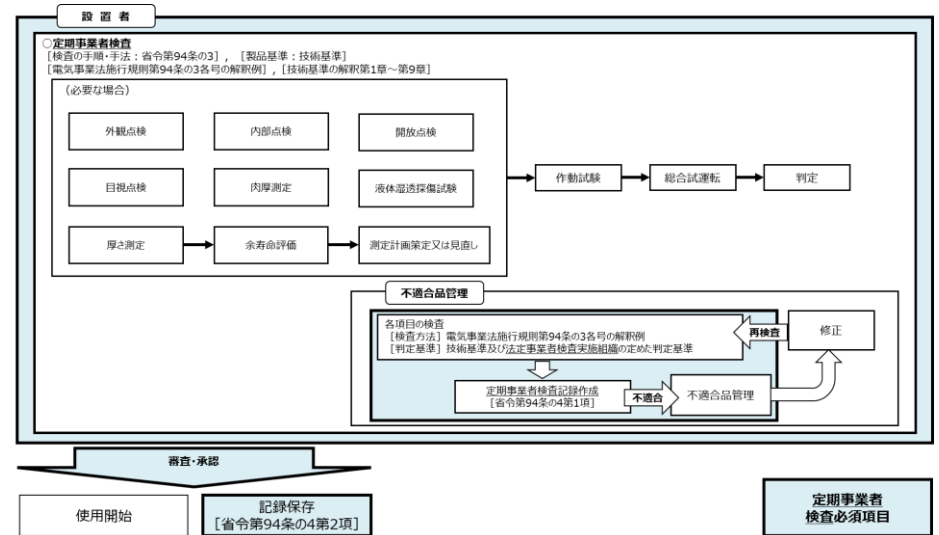
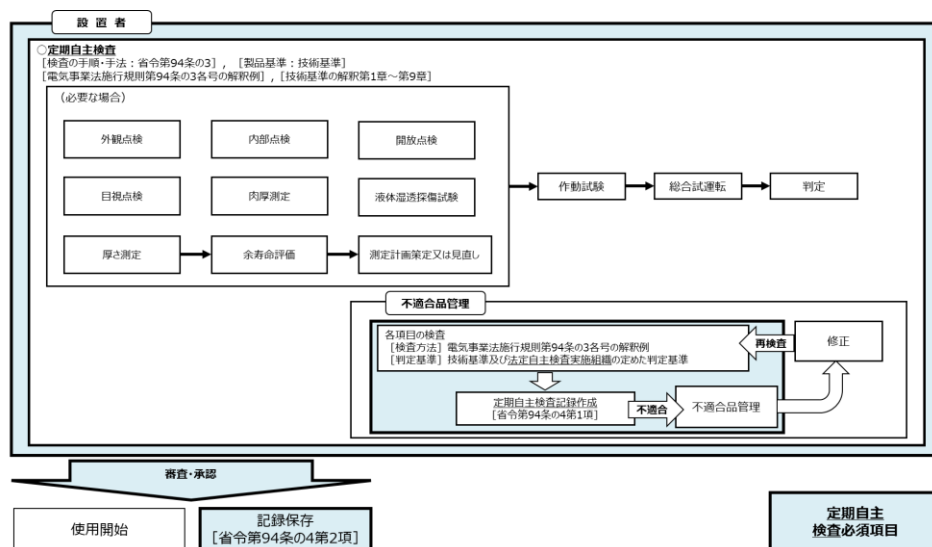


図5 電気事業法第55条に基づく定期安全管理検査の流れ

図5 電気事業法第55条に基づく定期安全管理検査の流れ



改正後			改正前		
使用前・定期安全管理審査実施要領			使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）		
図6 定期自主検査の実施に係る流れ			図6 定期事業者検査の実施に係る流れ		
6. 5. 安全管理検査の時期 6. 5. 1 安全管理審査の受審時期 安全管理審査の受審時期は、<u>法定自主検査</u>を実施する組織区分により、「表3－1 安全管理審査の受審時期」に示すとおりとなる。以下、各組織区分による安全管理審査の具体的な受審時期について示す。 （略） なお、省令第73条の6第1号若しくは省令第94条の5第1項第1号から第3号又は第2項第1号から第2号に規定する組織が管理する事業場において、定められた受審時期前に、法第48条第1項に基づく工事計画の届出を要する事業用電気工作物の変更の工事が行われた場合、当該変更工事によって増設された設備は既に評定された<u>法定自主検査実施体制</u>に含め、次の安全管理審査の時に合わせて受審することができる。			6. 5. 安全管理検査の時期 6. 5. 1 安全管理審査の受審時期 安全管理審査の受審時期は、<u>法定事業者検査</u>を実施する組織区分により、「表3－1 安全管理審査の受審時期」に示すとおりとなる。以下、各組織区分による安全管理審査の具体的な受審時期について示す。 （略） なお、省令第73条の6第1号若しくは省令第94条の5第1項第1号から第3号又は第2項第1号から第2号に規定する組織が管理する事業場において、定められた受審時期前に、法第48条第1項に基づく工事計画の届出を要する事業用電気工作物の変更の工事が行われた場合、当該変更工事によって増設された設備は既に評定された<u>法定事業者検査実施体制</u>に含め、次の安全管理審査の時に合わせて受審することができる。		
表3－1 安全管理審査の受審時期			表3－1 安全管理審査の受審時期		
（略）		（略）	（略）		（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
定期自主検査を実施する組織区分		受審時期	定期事業者検査を実施する組織区分		受審時期
火力及び燃料電池	（略）	（略）	火力及び燃料電池	（略）	（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）
	（略）	設置者が定期自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった時期		（略）	設置者が定期事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった時期
	（略）	第1号から第3号までに規定する組織であって、同各号に規定する日までに定期自主検査の時期が到来しなかった場合は、定期自主検査を行う時期		（略）	第1号から第3号までに規定する組織であって、同各号に規定する日までに定期事業者検査の時期が到来しなかった場合は、定期事業者検査を行う時期
	（略）	定期自主検査を行う時期		（略）	定期事業者検査を行う時期
風	（略）	（略）			

改正後			改正前		
使用前・定期安全管理審査実施要領			使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）		
力	(略)	(略)	風	(略)	(略)
	(略)	設置者が <u>定期自主検査</u> の実施につき十分な体制を維持することが困難となった時期		(略)	(略)
力	(略)		力	(略)	設置者が <u>定期事業者検査</u> の実施につき十分な体制を維持することが困難となった時期

6. 5. 2 火力設備における定期自主検査の実施時期

火力設備における定期自主検査の実施時期は、省令第94条の2に定める時期のとおりとなる。

なお、省令第94条の2第2項第1号に定める定期自主検査の実施時期とは、「様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに定期自主検査実施時期の通知様式」の定期自主検査の時期の項目で示す時期となる。以下、インセンティブが付与されている各組織区分による定期自主検査の実施時期について、「表3-2 定期自主検査の実施時期」に示す。

省令第94条の5第1項第1号、第2号又は第3号に規定する組織が管理する事業場において、安全管理審査のインセンティブ期間中に、法第48条第1項に基づく工事計画の届出を要する事業用電気工作物の変更の工事が行われた場合、当該変更工事によって増設された設備の定期自主検査の時期については、省令第94条の2第1項に定める時期のとおりとなる。

なお、増設された設備について定期自主検査の体制に含め安全管理審査を受審し評価された場合は、その評価で示す時期となる。ただし、運転開始後初回の定期自主検査は、省令第94条の2第1項に定める時期とする。

表3-2 定期自主検査の実施時期

表(略)

※：省令第94条第1号ロからニに定める電気工作物を示す。

6. 6. 法定自主検査と安全管理審査の流れ

6. 6. 1 省令第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織

省令第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織(インセンティブを付与されていない組織)が法定自主検査を行う場合は、法定自主検査を行う時期に安全管理審査申請を行う必要がある。

6. 5. 2 火力設備における定期事業者検査の実施時期

火力設備における定期事業者検査の実施時期は、省令第94条の2に定める時期のとおりとなる。

なお、省令第94条の2第2項第1号に定める定期事業者検査の実施時期とは、「様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに定期事業者検査実施時期の通知様式」の定期事業者検査の時期の項目で示す時期となる。以下、インセンティブが付与されている各組織区分による定期事業者検査の実施時期について、「表3-2 定期事業者検査の実施時期」に示す。

省令第94条の5第1項第1号、第2号又は第3号に規定する組織が管理する事業場において、安全管理審査のインセンティブ期間中に、法第48条第1項に基づく工事計画の届出を要する事業用電気工作物の変更の工事が行われた場合、当該変更工事によって増設された設備の定期事業者検査の時期については、省令第94条の2第1項に定める時期のとおりとなる。

なお、増設された設備について定期事業者検査の体制に含め安全管理審査を受審し評価された場合は、その評価で示す時期となる。ただし、運転開始後初回の定期事業者検査は、省令第94条の2第1項に定める時期とする。

表3-2 定期事業者検査の実施時期

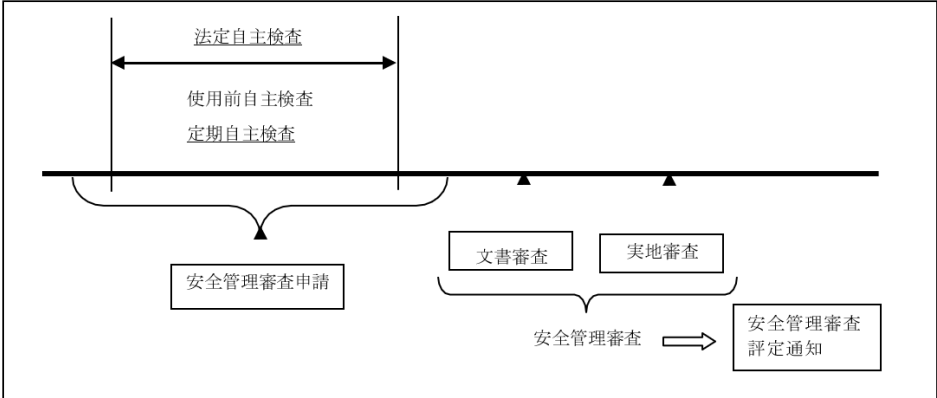
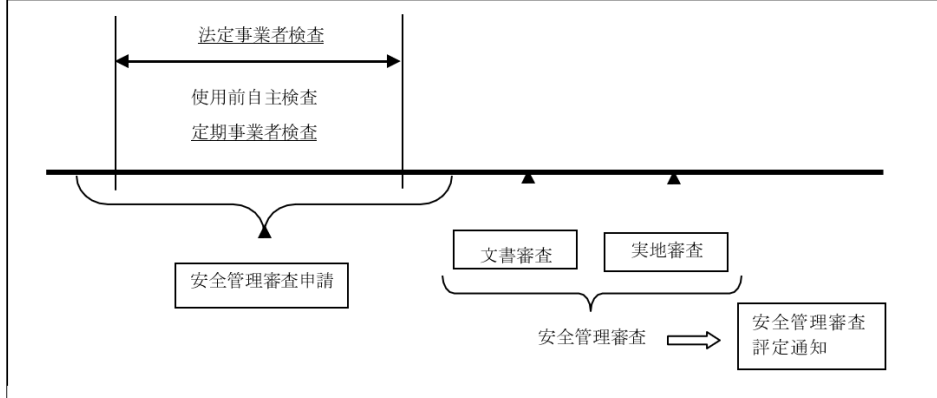
表(略)

※：省令第94条第2号から第4号に定める電気工作物を示す。

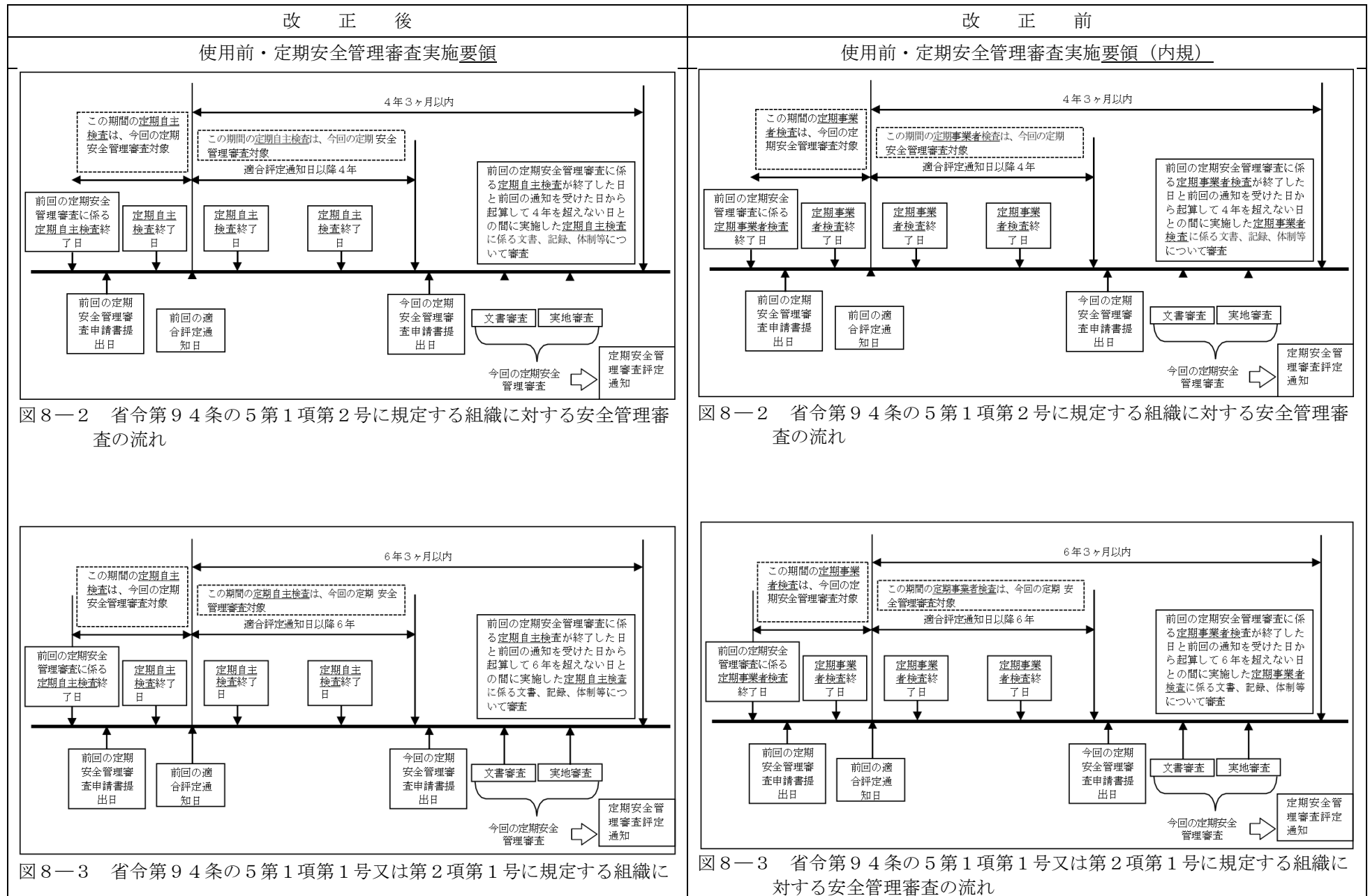
6. 6. 法定事業者検査と安全管理審査の流れ

6. 6. 1 省令第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織

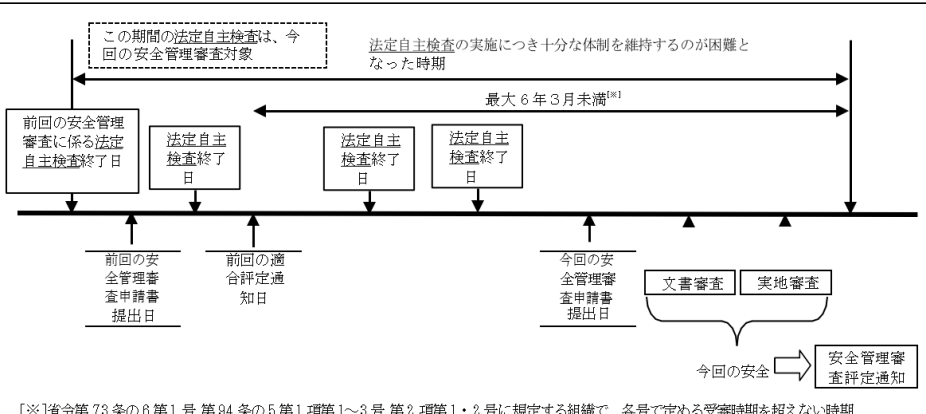
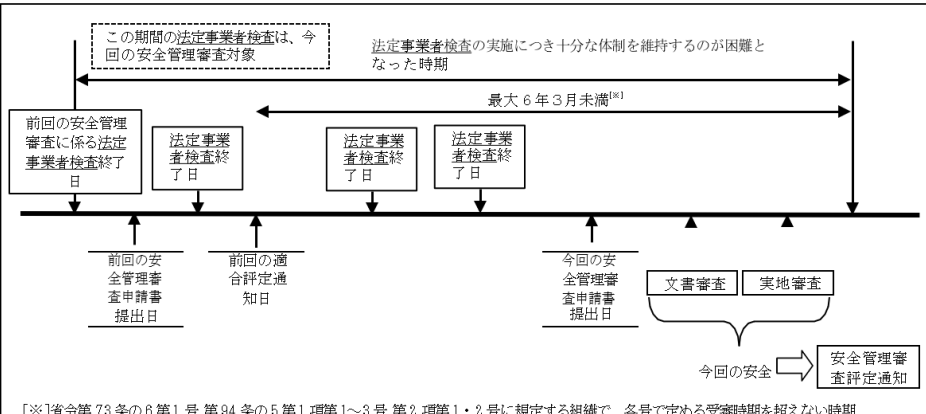
省令第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織(インセンティブを付与されていない組織)が法定事業者検査を行う場合は、法定事業者検査を行う時期に安全管理審査申請を行う必要がある。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
この場合の安全管理審査は、当該<u>法定自主検査</u>に係る<u>法定自主検査実施体制及び法定自主検査実績</u>に対して文書審査及び実地審査を行う。 この概要を「図7 省令第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示す。	この場合の安全管理審査は、当該<u>法定事業者検査</u>に係る<u>法定事業者検査実施体制及び法定事業者検査実績</u>に対して文書審査及び実地審査を行う。 この概要を「図7 省令第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示す。
	
6. 6. 2 省令第73条の6第1号又は第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号から第2号に規定する組織 省令第73条の6第1号又は第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に規定する組織（インセンティブを付与されている組織）又は第94条の5第2項第2号に規定する組織が<u>法定自主検査</u>を行う場合は、使用前安全管理検査においては、設置者が受けた前回の法第51条第7項の通知、定期安全管理検査においては、設置者が受けた前回の法第55条第6項において準用する法第51条第7項の通知（以下「前回の通知」という。）において、<u>法定自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられていると評価された組織であって、前回の安全管理審査に係る<u>法定自主検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から最大6年を超えない日との間に<u>法定自主検査</u>を行ったものについては、前回の通知を受けた日から最大6年3月を超えない日との間に安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をすることがある。 この組織に対する審査の内容は、前回の安全管理審査に係る<u>法定自主検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から最大6年を超えない日との間に実	6. 6. 2 省令第73条の6第1号又は第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号から第2号に規定する組織 省令第73条の6第1号又は第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に規定する組織（インセンティブを付与されている組織）又は第94条の5第2項第2号に規定する組織が<u>法定事業者検査</u>を行う場合は、使用前安全管理検査においては、設置者が受けた前回の法第51条第7項の通知、定期安全管理検査においては、設置者が受けた前回の法第55条第6項において準用する法第51条第7項の通知（以下「前回の通知」という。）において、<u>法定事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられていると評価された組織であって、前回の安全管理審査に係る<u>法定事業者検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から最大6年を超えない日との間に<u>法定事業者検査</u>を行ったものについては、前回の通知を受けた日から最大6年3月を超えない日との間に安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をすることがある。 この組織に対する審査の内容は、前回の安全管理審査に係る<u>法定事業者検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から最大6年を超えない日との間に実

改 正 後	改 正 前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
施した<u>法定自主検査</u>の実施体制について、文書審査及び実地審査を行うものとする。 （略）	実施した<u>法定事業者検査</u>の実施体制について、文書審査及び実地審査を行うものとする。 （略）
図 8－1 省令第 73 条の 6 第 1 号又は第 94 条の 5 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項第 2 号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ	図 8－1 省令第 73 条の 6 第 1 号又は第 94 条の 5 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項第 2 号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ



改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
対する安全管理審査の流れ 省令第94条の5第1項第1号に規定する組織としての定期安全管理審査を受けるには、省令第94条の5第1項第1号から第3号に規定する組織として3年間継続していなければならない。また、当該組織が行う<u>定期自主検査</u>時期を4年又は6年を限度として延伸が可能となるのは、火力発電所に属する省令第94条第1号イ（蒸気タービン本体及びその附属設備）からニ（蒸気貯蔵器及びその附属設備）までの電気工作物に限られる。 また、省令第94条の5第1項第1号に規定する組織が<u>定期自主検査</u>を行う場合は、定期安全管理審査においては、設置者が受けた前回の通知において、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評価された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る<u>定期自主検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して6年を超えない日との間に<u>定期自主検査</u>を行ったものについては、前回の通知を受けた日から6年3月を超えない時期に、定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要がある。省令第94条の5第1項第2号に規定する組織が<u>定期自主検査</u>を行う場合は、定期安全管理審査においては、設置者が受けた前回の通知において、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評価された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る<u>定期自主検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して4年を超えない日との間に<u>定期自主検査</u>を行ったものについては、前回の通知を受けた日から4年3月を超えない時期に定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要がある。 （略） また、省令第94条の5第2項第1号に規定する組織が<u>定期自主検査</u>を行う場合は、定期安全管理審査においては、設置者が受けた前回の通知において、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評価された組織については、前回の通知を受けた日から6年3月を超えない時期に、定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要がある。省令第94条の5第2項第2号に規定する組織が<u>定期自主検査</u>を行う場合は、定期安全管理審査においては、前回の通知を受けた日から3年3月を超えない時期に、定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要があ	省令第94条の5第1項第1号に規定する組織としての定期安全管理審査を受けるには、省令第94条の5第1項第1号から第3号に規定する組織として3年間継続していなければならない。また、当該組織が行う<u>定期事業者検査</u>時期を4年又は6年を限度として延伸が可能となるのは、火力発電所に属する省令第94条第1号（蒸気タービン本体及びその附属設備）から第4号（蒸気貯蔵器及びその附属設備）までの電気工作物に限られる。 また、省令第94条の5第1項第1号に規定する組織が<u>定期事業者検査</u>を行う場合は、定期安全管理審査においては、設置者が受けた前回の通知において、<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評価された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る<u>定期事業者検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して6年を超えない日との間に<u>定期事業者検査</u>を行ったものについては、前回の通知を受けた日から6年3月を超えない時期に、定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要がある。省令第94条の5第1項第2号に規定する組織が<u>定期事業者検査</u>を行う場合は、定期安全管理審査においては、設置者が受けた前回の通知において、<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評価された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る<u>定期事業者検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して4年を超えない日との間に<u>定期事業者検査</u>を行ったものについては、前回の通知を受けた日から4年3月を超えない時期に定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要がある。 （略） また、省令第94条の5第2項第1号に規定する組織が<u>定期事業者検査</u>を行う場合は、定期安全管理審査においては、設置者が受けた前回の通知において、<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評価された組織については、前回の通知を受けた日から6年3月を超えない時期に、定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要がある。省令第94条の5第2項第2号に規定する組織が<u>定期事業者検査</u>を行う場合は、定期安全管理審査においては、前回の通知を受けた日から3年3月を超えない時期に、定期安全管理審査を受審できるよう、事前に審査機関に申請をする必要があ

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
る。 6. 6. 3 省令第73条の6第2号又は第94条の5第1項第4号若しくは第2項第3号に規定する組織であつて、前回の安全管理審査に係る<u>法定自主検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して最大6年3月を超えない日との間に<u>法定自主検査</u>の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、<u>法定自主検査</u>の実施につき十分な体制を維持することが困難となった時期に安全管理審査を受審できるよう事前に、審査機関に申請を行う必要がある。 この組織に対する審査の内容は、前回の安全管理審査に係る<u>法定自主検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して各号に規定する日との間に実施した<u>法定自主検査実施体制</u>について、文書審査及び実地審査を行うものとする。 この概要を「図9-1 省令第73条の6第2号又は第94条の5第1項第4号若しくは第2項第3号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示す。  [※]省令第73条の6第1号、第94条の5第1項第1～3号、第2項第1・2号に規定する組織で、各号で定める受審時期を超えない時期	6. 6. 3 省令第73条の6第2号又は第94条の5第1項第4号若しくは第2項第3号に規定する組織であつて、前回の安全管理審査に係る<u>法定事業者検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して最大6年3月を超えない日との間に<u>法定事業者検査</u>の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、<u>法定事業者検査</u>の実施につき十分な体制を維持することが困難となった時期に安全管理審査を受審できるよう事前に、審査機関に申請を行う必要がある。 この組織に対する審査の内容は、前回の安全管理審査に係る<u>法定事業者検査</u>が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して各号に規定する日との間に実施した<u>法定事業者検査実施体制</u>について、文書審査及び実地審査を行うものとする。 この概要を「図9-1 省令第73条の6第2号又は第94条の5第1項第4号若しくは第2項第3号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ」に示す。  [※]省令第73条の6第1号、第94条の5第1項第1～3号、第2項第1・2号に規定する組織で、各号で定める受審時期を超えない時期
図9-1 省令第73条の6第2号又は第94条の5第1項第4号若しくは第	

改 正 後	改 正 前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
2項第3号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ 6. 6. <u>4. 溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認について 火力設備及び燃料電池設備に係る<u>法定自主検査実施体制</u>を構築した省令第73条の6又は省令第94条の5に規定する組織であって、前回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日から今回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日までの間に<u>溶接自主検査</u>を実施した場合には、5. 1. に定める申請に関わる組織単位で全ての<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果について、「添付資料1－7 <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認項目」に適合していることを安全管理審査の中で併せて確認する（すでに安全管理審査において確認したものを除く。）。 なお、登録安全管理審査機関が確認を行った場合は、その結果を本実施要領に規定する「様式6 <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式」により、原則30日以内に国へ通知するものとする。また、登録安全管理審査機関が「様式6 <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式」により国に通知する際に、設置者から提出のあった安全管理審査申請書の写しを添付することをもって、前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間の間に発生した<u>溶接自主検査</u>に係る電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2項の表第9号に基づく報告があったものとする。 国は、登録安全管理審査機関の確認結果を踏まえて省令第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を総合的に評価する。 なお、<u>法定自主検査実施体制</u>につき、前回の通知において<u>法定自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられていると評価された組織に関して、前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間に行った<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に係る確認については、今回の安全管理審査の対象とする。 この概要を「図9－2 <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認の流れ」に示す。	図9－1 省令第73条の6第2号又は第94条の5第1項第4号若しくは第2項第3号に規定する組織に対する安全管理審査の流れ 6. 6. <u>4. 溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認について 火力設備及び燃料電池設備に係る<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築した省令第73条の6又は省令第94条の5に規定する組織であって、前回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日から今回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日までの間に<u>溶接事業者検査</u>を実施した場合には、5. 1. に定める申請に関わる組織単位で全ての<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果について、「添付資料1－7 <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認項目」に適合していることを安全管理審査の中で併せて確認する（すでに安全管理審査において確認したものを除く。）。 なお、登録安全管理審査機関が確認を行った場合は、その結果を本実施要領に規定する「様式6 <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式」により、原則30日以内に国へ通知するものとする。また、登録安全管理審査機関が「様式6 <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式」により国に通知する際に、設置者から提出のあった安全管理審査申請書の写しを添付することをもって、前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間の間に発生した<u>溶接事業者検査</u>に係る電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2項の表第9号に基づく報告があったものとする。 国は、登録安全管理審査機関の確認結果を踏まえて省令第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を総合的に評価する。 なお、<u>法定事業者検査実施体制</u>につき、前回の通知において<u>法定事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられていると評価された組織に関して、前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間に行った<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に係る確認については、今回の安全管理審査の対象とする。 この概要を「図9－2 <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認の流れ」に示す。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
図 9-2 溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認の流れ	図 9-2 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認の流れ
6. 7. 審査結果及び評価について 安全管理審査において、審査員は法定審査 6 項目について審査を行うものとする。法定審査 6 項目を「表 5-1 法定審査 6 項目」に示す。 また、設置者が希望した場合、審査員は法定審査 6 項目の審査において、<u>法定自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられていることを判断するための審査を行う。 国は、審査結果をもとに、次の通り評価を行う。 ・「電気事業法施行規則第 9 4 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する組織に係る審査基準」（添付資料 1-6）及び「<u>溶接自主検査</u>の実施状況に関する確認項目」（添付資料 1-7）を全て満たしている火力設備に係る<u>法定自主検査実施組織</u>については、「<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施している」と評価する。 ・「電気事業法施行規則第 9 4 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する組織に係る審査基準」（添付資料 1-5）を満たしている風力設備に係る<u>法定自主検査実施組織</u>については、「<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施してい	6. 7. 審査結果及び評価について 安全管理審査において、審査員は法定審査 6 項目について審査を行うものとする。法定審査 6 項目を「表 5-1 法定審査 6 項目」に示す。 また、設置者が希望した場合、審査員は法定審査 6 項目の審査において、<u>法定事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられていることを判断するための審査を行う。 国は、「電気事業法施行規則第 9 4 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する組織に係る審査基準」（添付資料 1-6）及び「<u>溶接事業者検査</u>の実施状況に関する確認項目」（添付資料 1-7）を全て満たしている火力設備に係る<u>法定事業者検査実施組織</u>については、「<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施している」と評価し、「電気事業法施行規則第 9 4 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する組織に係る審査基準」（添付資料 1-5）を満たしている風力設備に係る<u>法定事業者検査実施組織</u>については、「<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施している」と評価し、「電気事業法施行規則第 9 4 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する組織に係る審査基準」（添付資料 1-4）及び「<u>溶接事業者検査</u>の実施状

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
る」と評定する。 ・「電気事業法施行規則第94条の5第1項第2号に規定する組織に係る審査基準」（添付資料1－4）及び「<u>溶接自主検査</u>の実施状況に関する確認項目」（添付資料1－7）を全て満たしている火力設備に係る<u>法定自主検査実施組織</u>については「<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施している」と評定する。 ・「<u>電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－3）を満たしている風力設備に係る<u>法定自主検査実施組織</u>については、「<u>定期自主検査</u>を実施する体制がとられている」と評定する。 ・「<u>電気事業法施行規則第73条の6第1号又は第94条の5第1項第3号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－2）及び「<u>溶接自主検査</u>の実施状況に関する確認項目」（添付資料1－7）を満たしている<u>法定自主検査実施組織</u>については、「（<u>法定自主検査</u>の実施につき）十分な体制がとられている」と評定する。 ・「<u>電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－1）のみを満たしている<u>法定自主検査実施組織</u>については、「（<u>法定自主検査</u>を実施する）体制がとられている」と評定する。 ・「<u>電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－1）又は「<u>電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－3）（風力設備に係る組織における定期安全管理審査に限る。）を満たしていない<u>法定自主検査実施組織</u>については、「（<u>法定自主検査</u>を実施する）体制がとられていない」と評定する。 なお、登録安全管理審査機関が審査を行った場合は、その結果を本実施要領に規定する「様式4 電気事業法（第55条第6項で準用する法）第51条第5項に基づく（使用前・定期）安全管理審査通知様式」又は「様式5 電気事業法第55条第6項で準用する法第51条第5項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式」により、原則30日以内に国へ通知するものとする。また、登録安全管理審査機関が「様式5 電気事業法第55条第6項で準用する法第51条第5項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式」により国に通知する際に、設置者から省令第94条の5第1項第	況に関する確認項目」（添付資料1－7）を全て満たしている火力設備に係る<u>法定事業者検査実施組織</u>については「<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施している」と評定し、「<u>電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－3）を満たしている風力設備に係る<u>法定事業者検査実施組織</u>については、「<u>定期事業者検査</u>を実施する体制がとられている」と評定し、「<u>電気事業法施行規則第73条の6第1号又は第94条の5第1項第3号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－2）及び「<u>溶接事業者検査</u>の実施状況に関する確認項目」（添付資料1－7）を満たしている<u>法定事業者検査実施組織</u>については、「（<u>法定事業者検査</u>の実施につき）十分な体制がとられている」と評定し、「<u>電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－1）のみを満たしている<u>法定事業者検査実施組織</u>については、「（<u>法定事業者検査</u>を実施する）体制がとられている」と評定し、「<u>電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－1）又は「<u>電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準</u>」（添付資料1－3）（風力設備に係る組織における定期安全管理審査に限る。）を満たしていない<u>法定事業者検査実施組織</u>については、「（<u>法定事業者検査</u>を実施する）体制がとられていない」と評定する。 なお、登録安全管理審査機関が審査を行った場合は、その結果を本実施要領に規定する「様式4 電気事業法（第55条第6項で準用する法）第51条第5項に基づく（使用前・定期）安全管理審査通知様式」又は「様式5 電気事業法第55条第6項で準用する法第51条第5項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式」により、原則30日以内に国へ通知するものとする。また、登録安全管理審査機関が「様式5 電気事業法第55条第6項で準用する法第51条第5項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式」により国に通知する際に、設置者から省令第94条の5第1項第

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
1号又は第2号に規定する組織としての定期安全管理審査申請書の写しを添付することをもって、設置者から国に対して省令第94条の2第2項第1号に基づく<u>定期自主検査</u>の時期変更の申請があったものとする。 国は評定及び省令第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定め、これらの結果を「様式7 設置者に対する審査及び評定結果の通知様式」又は「様式8 火力設備に係る設置者に対する審査及び評定結果並びに<u>定期自主検査実施時期の通知様式</u>」により安全管理審査結果通知書を受理した日から原則30日以内に設置者に通知する。	1号又は第2号に規定する組織としての定期安全管理審査申請書の写しを添付することをもって、設置者から国に対して省令第94条の2第2項第1号に基づく<u>定期事業者検査</u>の時期変更の申請があったものとする。 国は評定及び省令第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定め、これらの結果を「様式7 設置者に対する審査及び評定結果の通知様式」又は「様式8 火力設備に係る設置者に対する審査及び評定結果並びに<u>定期事業者検査実施時期の通知様式</u>」により安全管理審査結果通知書を受理した日から原則30日以内に設置者に通知する。
表5-1 法定審査6項目	表5-1 法定審査6項目
1. 法定自主検査の実施に係る組織 2. 検査の方法 3. 工程管理 4. 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 5. 検査記録の管理に関する事項 6. 検査に係る教育訓練に関する事項	1. 法定事業者検査の実施に係る組織 2. 検査の方法 3. 工程管理 4. 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 5. 検査記録の管理に関する事項 6. 検査に係る教育訓練に関する事項
7. 審査の計画 7. 1. 審査の実施体制の構築 審査機関は、公正に、かつ省令で定める方法により安全管理審査を行わなければならない。さらに、登録安全管理審査機関においては、 <u>法第80条の6で準用する法第71条</u> に基づき安全管理審査を行わなければならない。 7. 2. 責任と権限 登録安全管理審査機関が審査を行う場合は、 <u>法第80条の1第1項第1号</u> に掲げる要件を満たす審査員が同号に従って複数名により行うものとする。 国が審査を行う場合も、複数名の審査員によって行うものとし、継続的な検査実施体制を構築している法定自主検査実施組織についての審査においては、少なくとも1名は、品質保証に関する研修を受講した者が審査を行うこととする。 7. 2. 1 (略) 7. 2. 2 審査員 (1) (略) (2) 審査において特に注意すべき点 a) ～d) (略)	7. 審査の計画 7. 1. 審査の実施体制の構築 審査機関は、公正に、かつ省令で定める方法により安全管理審査を行わなければならない。さらに、登録安全管理審査機関においては、 <u>法第71条</u> に基づき安全管理審査を行わなければならない。 7. 2. 責任と権限 登録安全管理審査機関が審査を行う場合は、 <u>法第69条第1項第1号</u> に掲げる要件を満たす審査員が同号に従って複数名により行うものとする。 国が審査を行う場合も、複数名の審査員によって行うものとし、継続的な検査実施体制を構築している法定事業者検査実施組織についての審査においては、少なくとも1名は、品質保証に関する研修を受講した者が審査を行うこととする。 7. 2. 1 (略) 7. 2. 2 審査員 (1) (略) (2) 審査において特に注意すべき点 a) ～d) (略)

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
e) <u>法定自主検査実施組織</u>が定めた文書体系を確認して、その活動の適切性の審査結果を取りまとめる。 f) 審査した<u>法定自主検査実施体制</u>が適切であるか結論を出すのに適切、かつ、十分な証拠を収集し分析する。 g) 登録安全管理審査機関の審査員においては、<u>法定自主検査実施体制</u>に重大な問題が検出された場合や重大な技術基準不適合等重大な不適合が発見された場合、直ちに設置者及び国に報告する。 h) ～m) （略） 7. 2. 3 見習い審査員又はオブザーバー 設置者及び審査チーム長が認めた場合、見習い審査員（審査機関に属し、審査員に必要とされる能力を認められていない者をいう。）又はオブザーバーを審査に同席させることができる。ただし、審査員としての判断をしてはならない。 なお、設置者が、火力設備に係る<u>法定自主検査実施体制</u>を構築した省令第94条の5第1項第1号又は第2号に規定する組織として定期安全管理審査を受審した場合、<u>定期自主検査</u>を行った電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長は、評定とともに省令第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定めることになるため、例えば、①省令第94条の5第1項第1号又は第2号に規定する組織としての審査、②運転経過年数が40年以上の火力設備が含まれている組織に係る審査又は③電気関係報告規則第3条に基づく事故報告があった火力設備が含まれている組織に係る審査には、産業保安監督部等から1名以上の者がオブザーバーとして立ち会うことがあるため、設置者及び審査機関は、産業保安監督部長の指示に従うこと。 7. 3. 審査の方法 審査機関は、<u>法定自主検査</u>の実施に係る体制について、以下のとおり行うものとする。なお、登録安全管理審査機関においては、省令第117条の規定に従って安全管理審査を行うものとする。 また、省令第117条第2号に規定される映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法により審査を実施する場合（以下、当該方法を「オンライン審査」という。）は、本内規及び別途定める「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガ	e) <u>法定事業者検査実施組織</u>が定めた文書体系を確認して、その活動の適切性の審査結果を取りまとめる。 f) 審査した<u>法定事業者検査実施体制</u>が適切であるか結論を出すのに適切、かつ、十分な証拠を収集し分析する。 g) 登録安全管理審査機関の審査員においては、<u>法定事業者検査実施体制</u>に重大な問題が検出された場合や重大な技術基準不適合等重大な不適合が発見された場合、直ちに設置者及び国に報告する。 h) ～m) （略） 7. 2. 3 見習い審査員又はオブザーバー 設置者及び審査チーム長が認めた場合、見習い審査員（審査機関に属し、審査員に必要とされる能力を認められていない者をいう。）又はオブザーバーを審査に同席させることができる。ただし、審査員としての判断をしてはならない。 なお、設置者が、火力設備に係る<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築した省令第94条の5第1項第1号又は第2号に規定する組織として定期安全管理審査を受審した場合、<u>定期事業者検査</u>を行った電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長は、評定とともに省令第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定めることになるため、例えば、①省令第94条の5第1項第1号又は第2号に規定する組織としての審査、②運転経過年数が40年以上の火力設備が含まれている組織に係る審査又は③電気関係報告規則第3条に基づく事故報告があった火力設備が含まれている組織に係る審査には、産業保安監督部等から1名以上の者がオブザーバーとして立ち会うことがあるため、設置者及び審査機関は、産業保安監督部長の指示に従うこと。 7. 3. 審査の方法 審査機関は、<u>法定事業者検査</u>の実施に係る体制について、以下のとおり行うものとする。なお、登録安全管理審査機関においては、省令第110条の規定に従って安全管理審査を行うものとする。 また、省令第110条第2号に規定される映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信することが可能な方法により審査を実施する場合（以下、当該方法を「オンライン審査」という。）は、本内規及び別途定める「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガ

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
イドライン」により実施することとする。 (1)文書審査 文書審査は、設置者の<u>法定自主検査</u>の実施体制が法令要求を満たし、かつ、合理的に実施可能なように構築されていることを確認することを目的に、関係資料の審査を行うものである。 文書審査は、例えば関係資料の提出を受けて審査機関事務所において実施するほか、オンライン審査を用いて実施する。 (2)実地審査 実地審査は、申請に係る組織に対して行うこととし、<u>法定自主検査</u>に係る記録原本を照合する必要があるため、<u>法定自主検査</u>の実施場所及び当該検査記録の保管場所において当該検査記録を確認するか、又は<u>法定自主検査</u>の実施場所及び当該検査記録の保管場所には赴かず、オンライン審査により確認を行うものとする。 また、省令第117条第3号に基づき、<u>法定自主検査</u>の記録及び関係者からの聞き取りにより、次に掲げる事項に関して審査を行うものとする。 イ 設置者の<u>法定自主検査</u>の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項 ロ 設置者があらかじめ定めた<u>法定自主検査</u>の実施に係る体制に従って当該<u>法定自主検査</u>が行われているかどうかを判断するために必要な事項 7. 4. 審査要領書の発行 7. 4. 1 審査要領書の作成、発行 申請を受理した<u>法定自主検査</u>の実施状況を法定審査6項目に即して適切に審査を行うため、審査員は申請を受理後、速やかに安全管理審査の申請ごとに審査要領書を作成するものとする。なお、<u>6. 6. 4</u>に規定する<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認を行う場合には、当該項目に係る内容も審査要領書に含める。 審査員は、審査要領書において、「表5－2 審査要領書に規定すべき事項」に示す事項を明確にし、発行する。 表（略）	イドライン」により実施することとする。 (1)文書審査 文書審査は、設置者の<u>法定事業者検査</u>の実施体制が法令要求を満たし、かつ、合理的に実施可能なように構築されていることを確認することを目的に、関係資料の審査を行うものである。 文書審査は、例えば関係資料の提出を受けて審査機関事務所において実施するほか、オンライン審査を用いて実施する。 (2)実地審査 実地審査は、申請に係る組織に対して行うこととし、<u>法定事業者検査</u>に係る記録原本を照合する必要があるため、<u>法定事業者検査</u>の実施場所及び当該検査記録の保管場所において当該検査記録を確認するか又は<u>法定事業者検査</u>の実施場所及び当該検査記録の保管場所には赴かず、オンライン審査により確認を行うものとする。 また、省令第110条第3号に基づき、<u>法定事業者検査</u>の記録及び関係者からの聞き取りにより、次に掲げる事項に関して審査を行うものとする。 イ 設置者の<u>法定事業者検査</u>の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項 ロ 設置者があらかじめ定めた<u>法定事業者検査</u>の実施に係る体制に従って当該<u>法定事業者検査</u>が行われているかどうかを判断するために必要な事項 7. 4. 審査要領書の発行 7. 4. 1 審査要領書の作成、発行 申請を受理した<u>法定事業者検査</u>の実施状況を法定審査6項目に即して適切に審査を行うため、審査員は申請を受理後、速やかに安全管理審査の申請ごとに審査要領書を作成するものとする。なお、<u>6. 6. 4</u>に規定する<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認を行う場合には、当該項目に係る内容も審査要領書に含める。 審査員は、審査要領書において、「表5－2 審査要領書に規定すべき事項」に示す事項を明確にし、発行する。 表（略）

改 正 後					改 正 前				
使用前・定期安全管理審査実施要領					使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）				
7. 4. 2 審査スケジュールの作成 実地審査は、審査期間内に法定審査6項目について審査を行う必要があるため、審査においては例えば、最新の <u>法定自主検査実施体制</u> において <u>法定自主検査</u> に係る記録を重点的に審査する、非破壊検査の種類毎に検査の記録を抜き取りで <u>審査する、又は</u> 「添付資料3 火力設備に係る使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法」を参照する等、適切なサンプリング手法を活用することができる。 (略)					7. 4. 2 審査スケジュールの作成 実地審査は、審査期間内に法定審査6項目について審査を行う必要があるため、審査においては例えば、最新の <u>法定事業者検査実施体制</u> において <u>法定事業者検査</u> に係る記録を重点的に審査する、非破壊検査の種類毎に検査の記録を抜き取りで <u>審査する又は</u> 「添付資料3 火力設備に係る使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法」を参照する等、適切なサンプリング手法を活用することができる。 (略)				
表6－1 使用前・定期安全管理審査の標準審査工数					表6－1 使用前・定期安全管理審査の標準審査工数				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
実地審査	審査基準項目	(略)	対象となる全ての <u>法定自主検査</u> が完了したとき以降	(略)	実地審査	審査基準項目	(略)	対象となる全ての <u>法定事業者検査</u> が完了したとき以降	(略)
	① <u>法定自主検査実施組織</u>					① <u>法定事業者検査実施組織</u>			
	②～⑥ (略) (略)					②～⑥ (略) (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
表6－2 火力設備に係る定期安全管理審査の標準審査工数					表6－2 火力設備に係る定期安全管理審査の標準審査工数				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
実地審査	審査基準項目	(略)	対象となる全ての <u>法定自主検査</u> が完了したとき以降	(略)	実地審査	審査基準項目	(略)	対象となる全ての <u>法定事業者検査</u> が完了したとき以降	(略)
	① <u>法定自主検査実施組織</u> ②～⑥ (略)					① <u>法定事業者検査実施組織</u> ②～⑥ (略)			

改 正 後					改 正 前				
使用前・定期安全管理審査実施要領					使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）				
	(略)					(略)			
	溶接自主検査の実施状況の確認					溶接事業者検査の実施状況の確認			
	(略)	(略)				(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
8. 審査の実施					8. 審査の実施				
8. 1. 概要					8. 1. 概要				
審査は、前項で示した審査要領書に従い、申請対象設備に係る「文書審査」及び「実地審査」を行うものとする。					審査は、前項で示した審査要領書に従い、申請対象設備に係る「文書審査」及び「実地審査」を行うものとする。				
(略)					(略)				
なお、火力設備及び燃料電池設備に係る安全管理審査においては、「表7 火力設備及び燃料電池設備に係る安全管理審査の審査項目」に示す内容とともに6. 6. 4に規定する溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認が必要な場合には、「添付資料1－7 溶接自主検査の実施状況に関する確認項目」を適用する。					なお、火力設備及び燃料電池設備に係る安全管理審査においては、「表7 火力設備及び燃料電池設備に係る安全管理審査の審査項目」に示す内容とともに6. 6. 4. に規定する溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認が必要な場合には、「添付資料1－7 溶接事業者検査の実施状況に関する確認項目」を適用する。				
8. 2. 文書審査					8. 2. 文書審査				
文書審査は、原則として実地審査に先立って行うものとする。					文書審査は、原則として実地審査に先立って行うものとする。				
(略)					(略)				
また、当該法定自主検査実施組織が、他の安全管理審査（使用前安全管理審査にあつては定期安全管理審査、定期安全管理審査にあつては使用前安全管理審査）において、継続的な検査実施体制が構築されている場合には、「添付資料1－2 電気事業法施行規則第73条の6第1号又は第94条の5第1項第3号に規定する組織に係る審査基準」、「添付資料1－3 電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準」、「添付資料1－4 電気事業法施行規則第94条の5第1項第2号に規定する組織に係る審査基準」、「添付資料1－5 電気事業法施行規則第94条の5第2項第1号に規定する組織に係る審査基準」及び「添付資料1－6 電気事業法施行規則第94条の5第1項第1号に規定する組織に係る審査基準」における継続的な検査実施体制に係る共通する審査項目を省略することができる。					また、当該法定事業者検査実施組織が、他の安全管理審査（使用前安全管理審査にあつては、定期安全管理審査、定期安全管理審査にあつては、使用前安全管理審査）において、継続的な検査実施体制が構築されている場合には、「添付資料1－2 電気事業法施行規則第73条の6第1号又は第94条の5第1項第3号に規定する組織に係る審査基準」、「添付資料1－3 電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準」、「添付資料1－4 電気事業法施行規則第94条の5第1項第2号に規定する組織に係る審査基準」、「添付資料1－5 電気事業法施行規則第94条の5第2項第1号に規定する組織に係る審査基準」及び「添付資料1－6 電気事業法施行規則第94条の5第1項第1号に規定する組織に係る審査基準」における継続的な検査実施体制に係る共通する審査項目を省略することができる。				

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
8. 3. 実地審査 8. 3. 2 審査の実施 審査員は、当該審査のために作成し、発行された審査要領書に従い実地審査を実施する。あらかじめ文書審査において確認した設置者の<u>法定自主検査</u>が適切に機能しているか、実地審査を行う必要がある。このため、設置者の<u>法定自主検査実施体制</u>及び実施状況について総括ヒアリングを行った後、審査要領書で設定した数のサンプリングを行う等して、各<u>法定自主検査</u>の実施状況を網羅的に審査することが必要である。なお、火力設備及び燃料電池設備に係る安全管理審査では、審査員は設置者に対して、<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に係る確認では<u>溶接自主検査記録</u>（総括表）、高度な運転管理に係る項目の審査では「様式1 高度な運転管理記録（総括表）様式例」の提示を受けて行う。 サンプリング手法の活用は、審査の範囲において<u>法定自主検査実施体制</u>等の審査項目を網羅的に審査するための手法であることから、サンプリング対象以外の審査を妨げるものではない。 また、当該<u>法定自主検査実施組織</u>が、当該安全管理審査以外の安全管理審査（使用前安全管理審査にあっては定期安全管理審査、定期安全管理審査に<u>あっては使用前安全管理審査</u>）において、継続的な検査実施体制が構築されていると評定されている場合には、「添付資料1－2 電気事業法施行規則第73条の6第1号又は第94条の5第1項第3号に規定する組織に係る審査基準」、「添付資料1－4 電気事業法施行規則第94条の5第1項第2号に規定する組織に係る審査基準」及び「添付資料1－6 電気事業法施行規則第94条の5第1項第1号に規定する組織に係る審査基準」における継続的な検査実施体制に係る共通する審査項目を省略することができる。 （略） 8. 4. 審査記録の作成 8. 4. 2 ヒアリング調査票 検査員や<u>法定自主検査実施組織</u>にヒアリングを行い、その内容を客観的な証拠として確保するため、別途ヒアリング調査票を作成する。 毎日のチーム会議でその内容を報告するとともに、最終日のチーム会議までに審査チーム長へ提出する。	8. 3. 実地審査 8. 3. 2 審査の実施 審査員は、当該審査のために作成し、発行された審査要領書に従い実地審査を実施する。あらかじめ文書審査において確認した設置者の<u>法定事業者検査</u>が適切に機能しているか、実地審査を行う必要がある。このため、設置者の<u>法定事業者検査実施体制</u>及び実施状況について総括ヒアリングを行った後、審査要領書で設定した数のサンプリングを行う等して、各<u>法定事業者検査</u>の実施状況を網羅的に審査することが必要である。なお、火力設備及び燃料電池設備に係る安全管理審査では、審査員は設置者に対して、<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に係る確認では<u>溶接事業者検査記録</u>（総括表）、高度な運転管理に係る項目の審査では「様式1 高度な運転管理記録（総括表）様式例」の提示を受けて行う。 サンプリング手法の活用は、審査の範囲において<u>法定事業者検査実施体制</u>等の審査項目を網羅的に審査するための手法であることから、サンプリング対象以外の審査を妨げるものではない。 また、当該<u>法定事業者検査実施組織</u>が、当該安全管理審査以外の安全管理審査（使用前安全管理審査にあっては、<u>定期安全管理審査</u>、定期安全管理審査に<u>あっては、使用前安全管理審査</u>）において、継続的な検査実施体制が構築されていると評定されている場合には、「添付資料1－2 電気事業法施行規則第73条の6第1号又は第94条の5第1項第3号に規定する組織に係る審査基準」、「添付資料1－4 電気事業法施行規則第94条の5第1項第2号に規定する組織に係る審査基準」及び「添付資料1－6 電気事業法施行規則第94条の5第1項第1号に規定する組織に係る審査基準」における継続的な検査実施体制に係る共通する審査項目を省略することができる。 （略） 8. 4. 審査記録の作成 8. 4. 2 ヒアリング調査票 検査員や<u>法定事業者検査実施組織</u>にヒアリングを行い、その内容を客観的な証拠として確保するため、別途ヒアリング調査票を作成する。 毎日のチーム会議でその内容を報告するとともに、最終日のチーム会議までに審査チーム長へ提出する。

改 正 後	改 正 前																																																																		
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）																																																																		
9. 審査結果及び評価の通知 9. 1. 審査通知書の作成 （略） また、審査チーム長は、火力設備に係る安全管理審査において審査基準に適合しない事項が一部の設備に限定され、その他の設備は審査基準に適合している場合には、定期自主検査の時期を制限する条件（以下「制約条件」という。）を付与することができる。なお、制約条件を付与した場合は、全体の審査結果については、「審査基準に適合する」こととするが、登録安全管理審査機関は、審査結果の通知の所見に制約条件を付与している旨を記載する。制約条件を付与した場合の審査結果の考え方の例を「表8 制約条件を付与した場合の審査結果の考え方の例（システム S）の場合」に示す。	9. 審査結果及び評価の通知 9. 1. 審査通知書の作成 （略） また、審査チーム長は、火力設備に係る安全管理審査において審査基準に適合しない事項が、一部の設備に限定され、その他の設備は審査基準に適合している場合には、定期事業者検査の時期を制限する条件（以下「制約条件」という。）を付与することができる。なお、制約条件を付与した場合は、全体の審査結果については、「審査基準に適合する」こととするが、登録安全管理審査機関は、審査結果の通知の所見に制約条件を付与している旨を記載する。制約条件を付与した場合の審査結果の考え方の例を「表8 制約条件を付与した場合の審査結果の考え方の例（システム S）の場合」に示す。																																																																		
表8 制約条件を付与した場合の審査結果の考え方の例（システム S）の場合 <table><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="5">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td colspan="2">（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr></table> 注「○」：審査基準に適合する、「×」：審査基準に適合しない、「（※1）」4年を超えない時期に定期自主検査を実施、「（※2）」2年を超えない時期に定期自主検査を実施。		（略）					（略）		（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）					表8 制約条件を付与した場合の審査結果の考え方の例（システム S）の場合 <table><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="5">（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td colspan="2">（略）</td><td rowspan="2">（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr></table> 注「○」：審査基準に適合する、「×」：審査基準に適合しない、「（※1）」4年を超えない時期に定期事業者検査を実施、「（※2）」2年を超えない時期に定期事業者検査を実施。		（略）					（略）		（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）				
		（略）																																																																	
		（略）		（略）		（略）																																																													
	（略）	（略）	（略）	（略）																																																															
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																														
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																														
（略）	（略）																																																																		
	（略）																																																																		
	（略）		（略）		（略）																																																														
	（略）	（略）	（略）	（略）																																																															
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																														
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																														
（略）	（略）																																																																		
9. 4. 審査結果及び評価結果の通知 国は、審査機関からの報告に基づき評価を行い、その結果を安全管理審査の結果の報告があった日から原則30日以内に本実施要領の「様式7 設置者に対する審査結果及び評価結果の通知様式」又は「様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに定期自主検査実施時期の通知様式」に基づき設置者に通知する。なお、火力設備に係る省令第94条の5第1項第1号又は第2号に規定する組織の定期安全管理審査においては、法第55条第6項において準用する法第51条第6項に基づく評価とともに電気工作物の種類及び施設番号ごとに省令第94条の2第2項第1号に基づき定期自主検査を実施すべき時期の上限を定める。国は、定期自主検査の実施時期の上限を前回の通知よりも短縮する場合には、通知した日から6ヶ月を	9. 4. 審査結果及び評価結果の通知 国は、審査機関からの報告に基づき評価を行い、その結果を安全管理審査の結果の報告があった日から原則30日以内に本実施要領の「様式7 設置者に対する審査結果及び評価結果の通知様式」又は「様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに定期事業者検査実施時期の通知様式」に基づき設置者に通知する。なお、火力設備に係る省令第94条の5第1項第1号又は第2号に規定する組織の定期安全管理審査においては、法第55条第6項において準用する法第51条第6項に基づく評価とともに電気工作物の種類及び施設番号ごとに省令第94条の2第2項第1号に基づき定期事業者検査を実施すべき時期の上限を定める。国は、定期事業者検査の実施時期の上限を前回の通知よりも短縮する場合には、通知した日から																																																																		

改正後	改正前																																																
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）																																																
超えない日までの間で猶予期間を設定し、「様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに定期自主検査実施時期の通知様式」の次回の定期自主検査の実施時期の項目に但し書きにて個別設備の定期自主検査の実施時期を記載する。 また、登録安全管理審査機関の行った審査については、国はその評価結果を当該登録安全管理審査機関に通知する。	6ヶ月を超えない日までの間で猶予期間を設定し、「様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに定期事業者検査実施時期の通知様式」の次回の定期事業者検査の実施時期の項目に但し書きにて個別設備の定期事業者検査の実施時期を記載する。 また、登録安全管理審査機関の行った審査については、国はその評価結果を当該登録安全管理審査機関に通知する。																																																
様式4 電気事業法（第55条第6項において準用する法）第51条第5項に基づく（使用前・定期）安全管理審査通知様式	様式4 電気事業法（第55条第6項で準用する法）第51条第5項に基づく（使用前・定期）安全管理審査通知様式																																																
別紙	別紙																																																
5. 検査の内容 使用前自主検査（定期自主検査）の内容	5. 検査の内容 使用前自主検査（定期事業者検査）の内容																																																
7. 審査の結果	7. 審査の結果																																																
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="7">法定審査6項目</td><td>法定自主検査の実施に係る組織</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	（略）	（略）	（略）	法定審査6項目	法定自主検査の実施に係る組織		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	（略）			（略）		<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="7">法定審査6項目</td><td>法定事業者検査の実施に係る組織</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	（略）	（略）	（略）	法定審査6項目	法定事業者検査の実施に係る組織		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	（略）			（略）	
（略）	（略）	（略）																																															
法定審査6項目	法定自主検査の実施に係る組織																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
（略）	（略）																																																
	（略）																																																
（略）	（略）	（略）																																															
法定審査6項目	法定事業者検査の実施に係る組織																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
	（略）																																																
（略）	（略）																																																
	（略）																																																
8. 所見	8. 所見																																																
8. 2 法定自主検査の実施に係る組織の適切性 所見及び関連文書名	8. 2 法定事業者検査の実施に係る組織の適切性 所見及び関連文書名																																																
様式5 電気事業法第55条第6項において準用する法第51条第5項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式 （略）	様式5 電気事業法第55条第6項で準用する法第51条第5項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式 （略）																																																

改正後	改正前																																																		
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）																																																		
5. 検査の内容 定期自主検査の内容 7. 審査の結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>（略）</th> <th>（略）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">法定審査 6 項目</td> <td>法定自主検査の実施に係る組織</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 8. 所見 8. 2 法定自主検査の実施に係る組織の適切性 所見及び関連文書名 8. 9 定期自主検査実施時期に係る評価結果 所見及び（該当すれば）制約条件 様式 6 溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式 番 号 年 月 日 経済産業大臣 殿 ○○産業保安監督部長 殿 又は那覇産業保安監督事務所長 殿 住所： 氏名：（審査機関名称及び代表者の氏名） 溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認結果について	（略）	（略）	（略）	法定審査 6 項目	法定自主検査の実施に係る組織		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	（略）		（略）	（略）		（略）	（略）		5. 検査の内容 定期事業者検査の内容 7. 審査の結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>（略）</th> <th>（略）</th> <th>（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">法定審査 6 項目</td> <td>法定事業者検査の実施に係る組織</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 8. 所見 8. 2 法定事業者検査の実施に係る組織の適切性 所見及び関連文書名 8. 9 定期事業者検査実施時期に係る評価結果 所見及び（該当すれば）制約条件 様式 6 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式 番 号 年 月 日 経済産業大臣 殿 ○○産業保安監督部長 殿 又は那覇産業保安監督事務所長 殿 住所： 氏名：（審査機関名称及び代表者の氏名） 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認結果について	（略）	（略）	（略）	法定審査 6 項目	法定事業者検査の実施に係る組織		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	（略）		（略）	（略）		（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）																																																	
法定審査 6 項目	法定自主検査の実施に係る組織																																																		
	（略）																																																		
	（略）																																																		
	（略）																																																		
	（略）																																																		
	（略）																																																		
（略）	（略）																																																		
（略）	（略）																																																		
（略）	（略）																																																		
（略）	（略）	（略）																																																	
法定審査 6 項目	法定事業者検査の実施に係る組織																																																		
	（略）																																																		
	（略）																																																		
	（略）																																																		
	（略）																																																		
	（略）																																																		
（略）	（略）																																																		
（略）	（略）																																																		
（略）	（略）																																																		

改正後	改正前																																												
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）																																												
○年○月○日付け第○号をもって○○から申請のあった使用前（定期）安全管理審査の中で<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果を確認しましたので、その結果を次のとおり報告します。 1. 確認を受けた組織 設置者名（確認を受けた組織の名称及び所在地）： 協力事業者（名称及び所在地）： <u>溶接自主検査</u>実施場所（溶接施工工場名及び発電所名等並びに所在地）： 4. <u>溶接自主検査</u>の内容 6. <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果の確認において参照した資料名 様式7 設置者に対する審査及び評価結果の通知様式 3. 審査結果 <table><tr><th>（略）</th><th>（略）</th><th>（略）</th></tr><tr><td rowspan="6">法定審査6項目</td><td><u>法定自主検査</u>の実施に係る組織</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table> 4. <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果の確認結果 ● 当該審査を受けた組織は、<u>溶接自主検査</u>が適切に実施されている。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>溶接自主検査</u>が適切に実施されていない。 5. 評価結果(次のうち、いずれかを記載) ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施してい	（略）	（略）	（略）	法定審査6項目	<u>法定自主検査</u> の実施に係る組織		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	（略）		（略）	（略）		○年○月○日付け第○号をもって○○から申請のあった使用前（定期）安全管理審査の中で<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果を確認しましたので、その結果を次のとおり報告します。 1. 確認を受けた組織 設置者名（確認を受けた組織の名称及び所在地）： 協力事業者（名称及び所在地）： <u>溶接事業者検査</u>実施場所（溶接施工工場名及び発電所名等並びに所在地）： 4. <u>溶接事業者検査</u>の内容 6. <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果の確認において参照した資料名 様式7 設置者に対する審査及び評価結果の通知様式 3. 審査結果 <table><tr><th>（略）</th><th>（略）</th><th>（略）</th></tr><tr><td rowspan="6">法定審査6項目</td><td><u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table> 4. <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果の確認結果 ● 当該審査を受けた組織は、<u>溶接事業者検査</u>が適切に実施されている。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>溶接事業者検査</u>が適切に実施されていない。 5. 評価結果(次のうち、いずれかを記載) ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施してい	（略）	（略）	（略）	法定審査6項目	<u>法定事業者検査</u> の実施に係る組織		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	（略）		（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）																																											
法定審査6項目	<u>法定自主検査</u> の実施に係る組織																																												
	（略）																																												
	（略）																																												
	（略）																																												
	（略）																																												
	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）	（略）																																											
法定審査6項目	<u>法定事業者検査</u> の実施に係る組織																																												
	（略）																																												
	（略）																																												
	（略）																																												
	（略）																																												
	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												

改正後	改正前																				
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）																				
る。（風力設備） ● 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施につき十分な体制がとられている。 ● 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施につき体制がとられている。 ● 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施につき体制がとられていない。 様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに<u>定期自主検査</u>実施時期の通知様式 番 号 年 月 日 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 殿 経済産業大臣 〇〇 〇〇 〇〇産業保安監督部長 〇〇 〇〇 又は那覇産業保安監督事務所長 〇〇 〇〇 定期安全管理審査の審査結果及び評価結果並びに<u>定期自主検査</u>の実施時期の通知について 〇年〇月〇日付け第〇号をもって〇〇から通知があった上記の件について、電気事業法第55条第6項において準用する同法第51条第7項及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり通知します。 記 3. 審査結果 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">法定審査6項目</td><td>法定<u>自主検査</u>の実施に係る組織</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	法定審査6項目	法定 <u>自主検査</u> の実施に係る組織		(略)		(略)		る。（風力設備） ● 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施につき十分な体制がとられている。 ● 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施につき体制がとられている。 ● 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施につき体制がとられていない。 様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに<u>定期事業者検査</u>実施時期の通知様式 番 号 年 月 日 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 殿 経済産業大臣 〇〇 〇〇 〇〇産業保安監督部長 〇〇 〇〇 又は那覇産業保安監督事務所長 〇〇 〇〇 定期安全管理審査の審査結果及び評価結果並びに<u>定期事業者検査</u>の実施時期の通知について 〇年〇月〇日付け第〇号をもって〇〇から通知があった上記の件について、電気事業法第55条第6項において準用する同法第51条第7項及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり通知します。 記 3. 審査結果 <table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">法定審査6項目</td><td>法定<u>事業者検査</u>の実施に係る組織</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	(略)	(略)	(略)	法定審査6項目	法定 <u>事業者検査</u> の実施に係る組織		(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)																			
法定審査6項目	法定 <u>自主検査</u> の実施に係る組織																				
	(略)																				
	(略)																				
(略)	(略)	(略)																			
法定審査6項目	法定 <u>事業者検査</u> の実施に係る組織																				
	(略)																				
	(略)																				

改正後			改正前		
使用前・定期安全管理審査実施要領			使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）		
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
4. <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果の確認結果 ● 当該審査を受けた組織は、<u>溶接自主検査</u>が適切に実施されている。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>溶接自主検査</u>が適切に実施されていない。 5. 評定結果（次のうち、いずれかを記載） ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施している。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施している。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられている。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期自主検査</u>の実施につき体制がとられている。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期自主検査</u>の実施につき体制がとられていない。 6. <u>定期自主検査</u>の実施時期（電気工作物の種類及び施設番号ごとに記載）			4. <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果の確認結果 ● 当該審査を受けた組織は、<u>溶接事業者検査</u>が適切に実施されている。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>溶接事業者検査</u>が適切に実施されていない。 5. 評定結果（次のうち、いずれかを記載） ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施している。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施している。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられている。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期事業者検査</u>の実施につき体制がとられている。 ● 当該審査を受けた組織は、<u>定期事業者検査</u>の実施につき体制がとられていない。 6. <u>定期事業者検査</u>の実施時期（電気工作物の種類及び施設番号ごとに記載）		
添付資料 1			添付資料 1		
電気事業法施行規則第 7 3 条の 6 又は第 9 4 条の 5 に規定する組織に係る審査基準			電気事業法施行規則第 7 3 条の 6 又は第 9 4 条の 5 に規定する組織に係る審査基準		

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
<法定審査6項目> ①<u>法定自主検査</u>の実施に係る組織 ②～⑥ （略） また、省令第73条の6第1号若しくは第2号又は第94条の5第1項第1号から第4号若しくは第2項第1号に規定する組織に係る使用前（定期）安全管理審査においては、法定審査6項目に加えて省令第73条の6第1号又は第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に係るインセンティブ関連項目に適合しているかどうかを審査しなければならない。 さらに、使用前安全管理審査を受ける組織が、前回と今回の使用前安全管理審査申請書の提出日の間に当該電気工作物に係る法第52条に規定する<u>溶接自主検査</u>を実施した場合には、<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果を使用前安全管理審査の中で、確認しなければならない。また、定期安全管理審査を受ける組織が、前回と今回の定期安全管理審査申請書の提出日の間に法第52条に規定する<u>溶接自主検査</u>を実施した場合には、使用前安全管理審査の中で確認されたものを除く全ての<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果を定期安全管理審査の中で、漏れなく確認しなければならない。また、<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認にあたっては、「添付資料1－7 <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認項目」を適用する。 添付資料1－1 電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準 1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織 以下の事項について審査しなければならない。 （1）検査実施体制 ①<u>法定自主検査実施組織</u>が、検査実施体制を検査が一元的に管理される組織ごとに構築していること。	<法定審査6項目> ① <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織 ②～⑥ （略） また、省令第73条の6第1号若しくは第2号又は第94条の5第1項第1号から第4号若しくは第2項第1号に規定する組織に係る使用前（定期）安全管理審査においては、法定審査6項目に加えて省令第73条の6第1号又は第94条の5第1項第1号から第3号若しくは第2項第1号に係るインセンティブ関連項目に適合しているかどうかを審査しなければならない。 さらに、使用前安全管理審査を受ける組織が、前回と今回の使用前安全管理審査申請書の提出日の間に当該電気工作物に係る法第52条に規定する<u>溶接事業者検査</u>を実施した場合には、<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果を使用前安全管理審査の中で、確認しなければならない。また、定期安全管理審査を受ける組織が、前回と今回の定期安全管理審査申請書の提出日の間に法第52条に規定する<u>溶接事業者検査</u>を実施した場合には、使用前安全管理審査の中で確認されたものを除く全ての<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果を定期安全管理審査の中で、漏れなく確認しなければならない。また、<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認にあたっては、「添付資料1－7 <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認項目」を適用する。 添付資料1－1 電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項第6号に規定する組織に係る審査基準 1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織 以下の事項について審査しなければならない。 （1）検査実施体制 ①<u>法定事業者検査実施組織</u>が、検査実施体制を検査が一元的に管理される組織ごとに構築していること。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
②使用前自主検査を行う場合は法第 5 1 条に基づき、<u>定期自主検査</u>を行う場合は法第 5 5 条に基づき、適切に検査を行うことができる実施体制が構築されていること。 ③ （略） ④<u>法定自主検査実施組織</u>における役割分担、責任及び権限を明確にしていること。 なお、検査に協力事業者がいる場合には、設置者と協力事業者の相互関係を明確にしていること。 ⑤<u>法定自主検査実施組織</u>は、検査の計画及び実施に関する審査及び承認を適切に実施していること。 （2）検査員の確保 ①<u>法定自主検査実施組織</u>は、検査に従事する検査員の必要な教育又は訓練を受講又は経験しているものの中から、必要な数の検査員を確保していること。 ② （略） 2. 検査の方法 2. 1. 検査に対する要求事項の明確化及びレビュー <u>法定自主検査実施組織</u>は、検査を適切に行うために必要な要求事項を次の観点から明確に文書化するとともに、検査を行う前にその内容のレビューを完了していること。 2. 1. 1 要求事項の明確化 ①・② （略） ③<u>法定自主検査実施組織</u>が必要と判断する追加要求事項 2. 2. 測定機器等の管理 ①<u>法定自主検査実施組織</u>は、実施すべき測定の方法を明確にしていること。また、そのために必要な測定機器を明確にしていること。	②使用前自主検査を行う場合は法第 5 1 条に基づき、<u>定期事業者検査</u>を行う場合は法第 5 5 条に基づき、適切に検査を行うことができる実施体制が構築されていること。 ③ （略） ④<u>法定事業者検査実施組織</u>における役割分担、責任及び権限を明確にしていること。 なお、検査に協力事業者がいる場合には、設置者と協力事業者の相互関係を明確にしていること。 ⑤<u>法定事業者検査実施組織</u>は、検査の計画及び実施に関する審査及び承認を適切に実施していること。 （2）検査員の確保 ①<u>法定事業者検査実施組織</u>は、検査に従事する検査員の必要な教育又は訓練を受講又は経験しているものの中から、必要な数の検査員を確保していること。 ② （略） 2. 検査の方法 2. 1. 検査に対する要求事項の明確化及びレビュー <u>法定事業者検査実施組織</u>は、検査を適切に行うために必要な要求事項を次の観点から明確に文書化するとともに、検査を行う前にその内容のレビューを完了していること。 2. 1. 1 要求事項の明確化 ①・② （略） ③<u>法定事業者検査実施組織</u>が必要と判断する追加要求事項 2. 2. 測定機器等の管理 ①<u>法定事業者検査実施組織</u>は、実施すべき測定の方法を明確にしていること。また、そのために必要な測定機器を明確にしていること。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
②<u>法定自主検査実施組織</u>は、①の測定方法に従い各検査を適切に実施していること。 ③～⑤ （略） 3. 工程管理 以下の事項について審査しなければならない。 3. 2. 不適合品の管理 ①<u>法定自主検査実施組織</u>は、次のいずれかの方法で、不適合品が処理されていること。 a) ～c) （略） ②・③ （略） 5. 検査記録の管理に関する事項 以下の事項について審査しなければならない。 5. 1. 一般事項 ①<u>法定自主検査実施組織</u>は、要求事項への適合の証拠を示すために、記録を作成し、保存していること。 ②・③ （略） 5. 2. 記録の作成 <u>法定自主検査実施組織</u>は、省令第73条の5又は省令第94条の4に基づき、検査の結果の記録として、次に掲げる事項を記載していること。 a) ～f) （略） g) <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織 h) ～k) （略） 5. 3. 記録の保存 <u>法定自主検査実施組織</u>は、検査の結果の記録について、5. 2. a)からf)までに掲げる事項については5年間保存するものとし、g)からk)までに掲げる事項については、当該検査を行った後、法第51条第7項（法第55条第6項において準用する場合を含む。）の通知を受けるまでの期間 保存するものであること。	②<u>法定事業者検査実施組織</u>は、①の測定方法に従い各検査を適切に実施していること。 ③～⑤ （略） 3. 工程管理 以下の事項について審査しなければならない。 3. 2. 不適合品の管理 ①<u>法定事業者検査実施組織</u>は、次のいずれかの方法で、不適合品が処理されていること。 a) ～c) （略） ②・③ （略） 5. 検査記録の管理に関する事項 以下の事項について審査しなければならない。 5. 1. 一般事項 ①<u>法定事業者検査実施組織</u>は、要求事項への適合の証拠を示すために、記録を作成し、保存していること。 ②・③ （略） 5. 2. 記録の作成 <u>法定事業者検査実施組織</u>は、省令第73条の5又は省令第94条の4に基づき、検査の結果の記録として、次に掲げる事項を記載していること。 a) ～f) （略） g) <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織 h) ～k) （略） 5. 3. 記録の保存 <u>法定事業者検査実施組織</u>は、検査の結果の記録について、5. 2. a)からf)までに掲げる事項については5年間保存するものとし、g)からk)までに掲げる事項については、当該検査を行った後、法第51条第7項（法第55条第6項において準用する場合を含む。）の通知を受けるまでの期間 保存するものであること。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
添付資料 1－2 電気事業法施行規則第 7 3 条の 6 第 1 号又は第 9 4 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する組織に係る審査基準 1. <u>法定自主検査の実施に係る組織</u> 以下の事項について審査しなければならない。 1. 1 すべての<u>法定自主検査実施体制</u>に対する要求事項 1. 2 継続的な<u>法定自主検査実施体制</u>に対する要求事項 1. 1. すべての<u>法定自主検査実施体制</u>に対する要求事項 添付資料 1－1 の「1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。 1. 2. 継続的な<u>法定自主検査実施体制</u>に対する要求事項 審査機関は、<u>法定自主検査実施組織</u>が<u>法定自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられているか否かを、次の観点から、審査しなければならない。 ・継続的な検査実施体制を構築し、維持するため 1. 1 及び以下（1. 2. ～6. ）に示す事項についてマニュアル化され、維持していること。 1. 2. 1 組織及び検査実施体制 (1)<u>法定自主検査実施組織</u>を構成する人的管理 <u>法定自主検査実施組織</u>は、構成する人的管理として、「6. 検査に係る教育訓練に関する事項」を構築し、維持していること。 (2)測定機器等 <u>法定自主検査実施組織</u>は、検査に必要な測定機器等を明確にし、維持管理していること。 (3)検査の方法の規定 <u>法定自主検査実施組織</u>は、あらかじめ法及び省令等に適合する検査の方法を規定しておくこと。	添付資料 1－2 電気事業法施行規則第 7 3 条の 6 第 1 号又は第 9 4 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する組織に係る審査基準 1. <u>法定事業者検査の実施に係る組織</u> 以下の事項について審査しなければならない。 1. 1 すべての<u>法定事業者検査実施体制</u>に対する要求事項 1. 2 継続的な<u>法定事業者検査実施体制</u>に対する要求事項 1. 1. すべての<u>法定事業者検査実施体制</u>に対する要求事項 添付資料 1－1 の「1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。 1. 2. 継続的な<u>法定事業者検査実施体制</u>に対する要求事項 審査機関は、<u>法定事業者検査実施組織</u>が<u>法定事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられているか否かを、次の観点から、審査しなければならない。 ・継続的な検査実施体制を構築し、維持するため 1. 1 及び以下（1. 2. ～6. ）に示す事項についてマニュアル化され、維持していること。 1. 2. 1 組織及び検査実施体制 (1)<u>法定事業者検査実施組織</u>を構成する人的管理 <u>法定事業者検査実施組織</u>は、構成する人的管理として、「6. 検査に係る教育訓練に関する事項」を構築し、維持していること。 (2)測定機器等 <u>法定事業者検査実施組織</u>は、検査に必要な測定機器等を明確にし、維持管理していること。 (3)検査の方法の規定 <u>法定事業者検査実施組織</u>は、あらかじめ法及び省令等に適合する検査の方法を規定しておくこと。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
1. 2. 2 文書及び記録の管理 <u>法定自主検査実施組織</u>は、文書管理及び記録の管理を規定する手順を構築していること。 1. 2. 3 評価及び改善 (1)内部監査 ①<u>法定自主検査実施組織</u>は、検査の実施体制について、次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査する仕組みを構築し、維持していくこと。 a) 検査の実施体制が法に定める要求事項に適合し、<u>法定自主検査実施組織</u>が決めた検査に関する要求事項に適合していること。 b) (略) ②～④ (略) (2)是正処置 ①<u>法定自主検査実施組織</u>は、検査によって得られた情報を基に、是正処置を講ずるための以下の仕組みを有していること。 ②<u>法定自主検査実施組織</u>は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとること。 ③・④ (略) (3)予防処置 ①<u>法定自主検査実施組織</u>は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、その原因を除去する処置を決めていること。 ②・③ (略) 5. 検査記録の管理に関する事項 添付資料1-1の「5. 検査記録の管理に関する事項」の規定に準ずる。 この場合において、「5. 2. 記録の作成」の審査事項については、添付資料1-1の「5. 2. 記録の作成」の規定を①とし、「②「継続的な検査実施体制」を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>においては、マニュアルの是正、予防処置等による見直しを実施した場合には、その内容を記録しておくこと。」を加える。また、添付資料1-1の「5. 3. 記録の保存」の審査事項において、なお書きとして、「なお、「継続的な<u>法定自主検査実施体制</u>」を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>においては、マニュアルの是正、予防処置等による見直しを実施した場合は、その記録を法第51条第7項(法	1. 2. 2 文書及び記録の管理 <u>法定事業者検査実施組織</u>は、文書管理及び記録の管理を規定する手順を構築していること。 1. 2. 3 評価及び改善 (1)内部監査 ①<u>法定事業者検査実施組織</u>は、検査の実施体制について、次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査する仕組みを構築し、維持していくこと。 a) 検査の実施体制が法に定める要求事項に適合し、<u>法定事業者検査実施組織</u>が決めた検査に関する要求事項に適合していること。 b) (略) ②～④ (略) (2)是正処置 ①<u>法定事業者検査実施組織</u>は、検査によって得られた情報を基に、是正処置を講ずるための以下の仕組みを有していること。 ②<u>法定事業者検査実施組織</u>は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとること。 ③・④ (略) (3)予防処置 ①<u>法定事業者検査実施組織</u>は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、その原因を除去する処置を決めていること。 ②・③ (略) 5. 検査記録の管理に関する事項 添付資料1-1の「5. 検査記録の管理に関する事項」の規定に準ずる。 この場合において、「5. 2. 記録の作成」の審査事項については、添付資料1-1の「5. 2. 記録の作成」の規定を①とし、「②「継続的な検査実施体制」を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>においては、マニュアルの是正、予防処置等による見直しを実施した場合には、その内容を記録しておくこと。」を加える。また、添付資料1-1の「5. 3. 記録の保存」の審査事項において、なお書きとして、「なお、「継続的な<u>法定事業者検査実施体制</u>」を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>においては、マニュアルの是正、予防処置等による見直しを実施した場合は、その記録を法第51条第7

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
第55第6項において準用する場合を含む。）の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。」を加える。 添付資料1－3 電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準 第1章 法定審査6項目 1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織 添付資料1－1の「1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。 第2章 事業者の保安力水準 2. 重大事故等の有無 審査機関は、<u>法定自主検査実施組織</u>が、審査の申請があった日から審査対象期間（最初の審査については、過去すべての期間）において重大事故等を起こしていないことを確認しなければならない。重大事故等とは、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める<u>定期自主検査</u>の方法の解釈」（20170323商局第3号。以下「定期検査解釈」という。）に規定する検査項目の検査対象となる設備における、以下に示す損壊事故である。 （略） 添付資料1－4 電気事業法施行規則第94条の5第1項第2号に規定する組織に係る審査基準 第1章 法定審査6項目及び継続的な検査実施体制 1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織 添付資料1－2の「1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。	項（法第55第6項において準用する場合を含む。）の通知を受けるまでの期間保存されているものであること。」を加える。 添付資料1－3 電気事業法施行規則第94条の5第2項第2号に規定する組織に係る審査基準 第1章 法定審査6項目 1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織 添付資料1－1の「1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。 第2章 事業者の保安力水準 2. 重大事故等の有無 審査機関は、<u>法定事業者検査実施組織</u>が、審査の申請があった日から審査対象期間（最初の審査については、過去すべての期間）において重大事故等を起こしていないことを確認しなければならない。重大事故等とは、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める<u>定期事業者検査</u>の方法の解釈」（20170323商局第3号。以下「定期検査解釈」という。）に規定する検査項目の検査対象となる設備における、以下に示す損壊事故である。 （略） 添付資料1－4 電気事業法施行規則第94条の5第1項第2号に規定する組織に係る審査基準 第1章 法定審査6項目及び継続的な検査実施体制 1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織 添付資料1－2の「1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
別表3 定期点検 次の項目について、各機器に応じて適切に組み合わせて実施すること。 （略） なお、具体的な点検内容は、次の表に沿って機器ごとに重要度、使用条件、点検結果等を考慮し、実情に応じた適切な点検方法・頻度・判定基準等を定めて点検補修を行うこと。また、定期点検内容のうち隔回ごとに点検を行うとあるものは、<u>定期自主検査</u>の間隔が省令第94条の2第1項で定める時期を超える場合には、前回の点検実施の有無によらず次回の<u>定期自主検査</u>において当該項目の点検を実施するものとし、それによらない場合は、過去の点検実績等を踏まえて適切な頻度の根拠を明らかにすること。 （略） 添付資料1－5 電気事業法施行規則第94条の5第2項第1号に規定する組織に係る審査基準 第1章 法定審査6項目 1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織 添付資料1－1の「1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。 第2章 事業者の保安力水準 2. 重大事故等の有無 審査機関は、<u>法定自主検査実施組織</u>が、審査の申請があった日から審査対象期間（最初の審査については、過去全ての期間）において重大事故等を起こしていないことを確認しなければならない。重大事故等とは、定期検査解釈に規定する検査項目の検査対象となる設備における、以下に示す損壊事故である。 ①・② （略） 添付資料1－6 電気事業法施行規則第94条の5第1項第1号に規定する組織に係る審査基準	別表3 定期点検 次の項目について、各機器に応じて適切に組み合わせて実施すること。 （略） なお、具体的な点検内容は、次の表に沿って機器ごとに重要度、使用条件、点検結果等を考慮し、実情に応じた適切な点検方法・頻度・判定基準等を定めて点検補修を行うこと。また、定期点検内容のうち隔回ごとに点検を行うとあるものは、<u>定期事業者検査</u>の間隔が省令第94条の2第1項で定める時期を超える場合には、前回の点検実施の有無によらず次回の<u>定期事業者検査</u>において当該項目の点検を実施するものとし、それによらない場合は、過去の点検実績等を踏まえて適切な頻度の根拠を明らかにすること。 （略） 添付資料1－5 電気事業法施行規則第94条の5第2項第1号に規定する組織に係る審査基準 第1章 法定審査6項目 1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織 添付資料1－1の「1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。 第2章 事業者の保安力水準 2. 重大事故等の有無 審査機関は、<u>法定事業者検査実施組織</u>が、審査の申請があった日から審査対象期間（最初の審査については、過去全ての期間）において重大事故等を起こしていないことを確認しなければならない。重大事故等とは、定期検査解釈に規定する検査項目の検査対象となる設備における、以下に示す損壊事故である。 ①・② （略） 添付資料1－6 電気事業法施行規則第94条の5第1項第1号に規定する組織に係る審査基準

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
第1章 法定審査6項目及び継続的な検査実施体制 1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織 添付資料1—2の「1. <u>法定自主検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。 第2章 インセンティブ関連項目（継続的な検査実施体制を除く） 別表1 運転管理 2. 高度な運転管理 2. 2. 高度な運転管理の方法 （2）高度な運転管理の実施 ①・② （略） ③<u>定期自主検査</u>の実施時期が、<u>定期自主検査</u>が終了した日以降4年を超える場合には、その時期を超えない時期までに、<u>定期自主検査</u>で実施する試運転と同じ内容の負荷試験を実施し、前回の検査時と同等の健全性を維持していることを確認すること。この場合、可能な限り4／4出力により実施すること。 添付資料1—7 <u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認項目 審査機関は、<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認においては、法第52条及び省令第82条の2に関する以下の事項について確認を行う。 なお、確認の際には、<u>溶接自主検査記録</u>（総括表）を基に、設置者に対してヒアリングするとともに、前回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日から今回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日までの間に実施した全ての検査記録の中から10％程度のサンプリング（民間製品認証制度を活用した一部の検査記録は除く。）を行い、その内容を確認することをもって、網羅的に<u>溶接自主検査</u>の適切性を確認しなければならない。	第1章 法定審査6項目及び継続的な検査実施体制 1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織 添付資料1—2の「1. <u>法定事業者検査</u>の実施に係る組織」の規定に準ずる。 第2章 インセンティブ関連項目（継続的な検査実施体制を除く） 別表1 運転管理 2. 高度な運転管理 2. 2. 高度な運転管理の方法 （2）高度な運転管理の実施 ①・② （略） ③<u>定期事業者検査</u>の実施時期が、<u>定期事業者検査</u>が終了した日以降4年を超える場合には、その時期を超えない時期までに、<u>定期事業者検査</u>で実施する試運転と同じ内容の負荷試験を実施し、前回の検査時と同等の健全性を維持していることを確認すること。この場合、可能な限り4／4出力により実施すること。 添付資料1—7 <u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認項目 審査機関は、<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する確認においては、法第52条及び省令第82条の2に関する以下の事項について確認を行う。 なお、確認の際には、<u>溶接事業者検査記録</u>（総括表）を基に、設置者に対してヒアリングするとともに、前回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日から今回の安全管理審査に係る安全管理審査申請書を提出した日までの間に実施した全ての検査記録の中から10％程度のサンプリング（民間製品認証制度を活用した一部の検査記録は除く。）を行い、その内容を確認することをもって、網羅的に<u>溶接事業者検査</u>の適切性を確認しなければならない。

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
確認事項 1. 検査の方法 ①設置者は、省令第79条及び第80条に規定されている<u>溶接自主検査</u>の対象となる電気工作物を、適切に選定し、実施していること。 ②（略） 2. 検査記録の保存 ①設置者は、省令第82条の2に基づき、<u>溶接自主検査</u>の結果の記録として、同条各号に掲げる事項を記載しているものであること。なお、記録は、溶接作業が適切に実施され、適切に検査されたことを証明するために十分な客観的証拠であること。 ②設置者は、<u>溶接自主検査</u>の結果の記録を、読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にするとともに、省令第82条の2に規定されている5年と法第51条第7項（法第55条第6項において準用する場合を含む。）の評定通知を受けるまでの期間とのいずれか長い期間、漏れなく保存していること。 添付資料2 審査基準に適合しない場合の取扱い 1. 事実認定 検出された審査基準に適合しない事項について、<u>法定自主検査実施組織</u>から十分意見を聴取し、かつ客観的資料に基づき事実を認定し、記録する。 審査基準に適合しない事項に対して<u>法定自主検査実施組織</u>側の同意が得られない場合は、その旨を記録する。 2. 審査基準に適合しない事項の分類 2. 1. 重大 次のいずれかに対応するもの。 (1)（略） (2)審査基準に照らし、<u>法定自主検査実施組織</u>又は保守管理組織の複数の運用・維持面での欠落、又は不履行が検出された場合 【例示】	確認事項 1. 検査の方法 ①設置者は、省令第79条及び第80条に規定されている<u>溶接事業者検査</u>の対象となる電気工作物を、適切に選定し、実施していること。 ②（略） 2. 検査記録の保存 ①設置者は、省令第82条の2に基づき、<u>溶接事業者検査</u>の結果の記録として、同条各号に掲げる事項を記載しているものであること。なお、記録は、溶接作業が適切に実施され、適切に検査されたことを証明するために十分な客観的証拠であること。 ②設置者は、<u>溶接事業者検査</u>の結果の記録を、読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にするとともに、省令第82条の2に規定されている5年と法第51条第7項（法第55条第6項において準用する場合を含む。）の評定通知を受けるまでの期間とのいずれか長い期間、漏れなく保存していること。 添付資料2 審査基準に適合しない場合の取扱い 1. 事実認定 検出された審査基準に適合しない事項について、<u>法定事業者検査実施組織</u>から十分意見を聴取し、かつ客観的資料に基づき事実を認定し、記録する。 審査基準に適合しない事項に対して<u>法定事業者検査実施組織</u>側の同意が得られない場合は、その旨を記録する。 2. 審査基準に適合しない事項の分類 2. 1. 重大 次のいずれかに対応するもの。 (1)（略） (2)審査基準に照らし、<u>法定事業者検査実施組織</u>又は保守管理組織の複数の運用・維持面での欠落、又は不履行が検出された場合 【例示】

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
a) 審査項目の複数の項目に欠落があり、<u>法定自主検査実施組織</u>又は保守管理組織の運用に支障をきたすか、重大な影響を及ぼすと判断される事項が検出される場合 b) 審査基準に適合しない軽微な事項が多数発見され、<u>法定自主検査実施組織</u>又は保守管理組織が機能していないと判断される場合 (3) 審査基準に照らし、検査又は保守管理の確実な実施を行う能力について客観的証拠から重大な疑義があると判断された場合 【例示】 a) (略) b) <u>法定自主検査実施組織</u>の技術基準への適合判定能力に問題が検出された場合 c) <u>法定自主検査実施組織</u>が定めた文書又は手順に基づく複数の項目が実施されていないことが検出され、この結果が安全上重要と判断される場合 d) (略) 2. 2. 軽微 次のいずれかに対応するもの。 (1) 審査基準に照らし、設置者が作成した「検査マニュアル」若しくは「検査実施要領」又は「保守管理マニュアル」の維持・運用における弱点を示す所見が検出されたものであって、<u>法定自主検査実施組織</u>又は保守管理組織の能力に重大な影響を与えないもの (2) 審査基準に照らし、当該<u>法定自主検査実施組織</u>による技術基準適合性確認の結果には影響を与えないが、将来的に改善を要するもの 2. 3. 改善が期待される事項 次のいずれかに対応するもの。 (1) 審査基準に照らし、修正を必要とするものであるが、<u>法定自主検査実施組織</u>又は保守管理組織の欠陥や弱点を示すものではなく、予防処置の面から改善を期待する事項 (2) 審査基準に照らし、適合しているが、<u>法定自主検査実施組織</u>又は保守管理組織による改善によって、さらなるパフォーマンスの改善に繋がるもの	a) 審査項目の複数の項目に欠落があり、<u>法定事業者検査実施組織</u>又は保守管理組織の運用に支障をきたすか、重大な影響を及ぼすと判断される事項が検出される場合 b) 審査基準に適合しない軽微な事項が多数発見され、<u>法定事業者検査実施組織</u>又は保守管理組織が機能していないと判断される場合 (3) 審査基準に照らし、検査又は保守管理の確実な実施を行う能力について客観的証拠から重大な疑義があると判断された場合 【例示】 a) (略) b) <u>法定事業者検査実施組織</u>の技術基準への適合判定能力に問題が検出された場合 c) <u>法定事業者検査実施組織</u>が定めた文書又は手順に基づく複数の項目が実施されていないことが検出され、この結果が安全上重要と判断される場合 d) (略) 2. 2. 軽微 次のいずれかに対応するもの。 (1) 審査基準に照らし、設置者が作成した「検査マニュアル」若しくは「検査実施要領」又は「保守管理マニュアル」の維持・運用における弱点を示す所見が検出されたものであって、<u>法定事業者検査実施組織</u>又は保守管理組織の能力に重大な影響を与えないもの (2) 審査基準に照らし、当該<u>法定事業者検査実施組織</u>による技術基準適合性確認の結果には影響を与えないが、将来的に改善を要するもの 2. 3. 改善が期待される事項 次のいずれかに対応するもの。 (1) 審査基準に照らし、修正を必要とするものであるが、<u>法定事業者検査実施組織</u>又は保守管理組織の欠陥や弱点を示すものではなく、予防処置の面から改善を期待する事項 (2) 審査基準に照らし、適合しているが、<u>法定事業者検査実施組織</u>又は保守管理組織による改善によって、さらなるパフォーマンスの改善に繋がるもの

改 正 後	改 正 前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
添付資料 3 火力設備における使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法 （１）使用前自主検査（<u>定期自主検査</u>）に係る検査記録の選定方法 審査対象期間中に実施された使用前自主検査（<u>定期自主検査</u>）の中から、全検査件数のうち１０％程度の検査記録を任意に抜き取り選定する。 <例><u>定期自主検査</u>の抜き取り数：審査対象となる検査記録の１０％以上となるよう選定 （略） （２）<u>溶接自主検査</u>に係る検査記録の選定方法 前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間に実施された全ての<u>溶接自主検査</u>の記録の中から、検査対象となる全溶接継手数のうち１０％程度の溶接継手について、検査計画書単位で各検査工程の検査記録を抜き取り選定する。 なお、既に民間製品認証を取得している溶接継手については、検査記録の抜き取り対象から控除する。 添付資料 4 経過措置 ２．火力設備における省令第９４条の５各号に規定する組織 火力設備について<u>法定自主検査実施体制</u>を構築した組織であって、溶接安全管理審査実施要領（火力設備）の一部を改正する規程（２０１６１２２１商局第１号）の施行の日（以下「移行措置施行日」という。）から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「改正法施行日」という。）以後に初めて実施する使用前（定期）安全管理審査の申請までの間に実施した<u>溶接自主検査</u>であって、改正法施行日より前に評定結果の通知を受けて	添付資料 3 火力設備における使用前・定期安全管理審査に係るサンプリング方法 （１）使用前自主検査（<u>定期事業者検査</u>）に係る検査記録の選定方法 審査対象期間中に実施された使用前自主検査（<u>定期事業者検査</u>）の中から、全検査件数のうち１０％程度の検査記録を任意に抜き取り選定する。 <例><u>定期事業者検査</u>の抜き取り数：審査対象となる検査記録の１０％以上となるよう選定 （略） （２）<u>溶接事業者検査</u>に係る検査記録の選定方法 前回の安全管理審査申請書の提出日から今回の安全管理審査申請書の提出日までの期間に実施された全ての<u>溶接事業者検査</u>の記録の中から、検査対象となる全溶接継手数のうち１０％程度の溶接継手について、検査計画書単位で各検査工程の検査記録を抜き取り選定する。 なお、既に民間製品認証を取得している溶接継手については、検査記録の抜き取り対象から控除する。 添付資料 4 経過措置 ２．火力設備における省令第９４条の５各号に規定する組織 火力設備について<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築した組織であって、溶接安全管理審査実施要領（火力設備）の一部を改正する規程（２０１６１２２１商局第１号）の施行の日（以下「移行措置施行日」という。）から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「改正法施行日」という。）以後に初めて実施する使用前（定期）安全管理審査の申請までの間に実施した<u>溶接事業者検査</u>であって、改正法施行日より前に評定結果の通知を受け

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
いないものについては、当該審査の中で併せて<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に係る確認を行う。 改正法施行日において旧省令第94条の5第1号に定める組織であって、旧省令第94条の2第2項第1号の規定に係る前回の申請において、火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（20120919商局第66号）の別紙1.（1）②の審査基準に基づく承認を受けた組織は、改正法施行日をもって新省令第94条の5第1項第2号に定める組織と読み替え、また、別紙1.（1）②の審査基準に基づく承認を受けていない組織は、改正法施行日をもって新省令第94条の5第1項第3号に定める組織と読み替えるため、設置者は、改正法施行日以後に初めて実施する定期安全管理審査を申請する際には、前回の評定通知及び旧省令第94条の2第2項第1号の規定による承認通知を審査機関に提示すること。 新省令第94条の5第1項第2号又は第3号に定める組織が、インセンティブ期間満了を前に新省令第94条の5第1項第1号に規定する組織としての審査を受ける場合、又は新省令第94条の5第1項第3号に定める組織が、インセンティブ期間満了を前に新省令第94条の5第1項第2号に規定する組織としての審査を受ける場合、改正法施行日以後に初めて実施する定期安全管理審査に限っては、<u>定期自主検査</u>の実施がない場合も定期安全管理審査を受審することができることとし、また、前回の評定通知により付与されたインセンティブの効力を失っていない場合は、その審査で評定された審査項目及び旧省令第94条の2第2項第1号の規定による承認を受けた項目については除外する。ただし、当該審査による評定通知で付与するインセンティブ期間の起算日は、前回の評定通知を受けた日からとする。 改正法が施行された日以降3ヶ月を超えない時期に旧省令第94条の5第1号の2に規定する組織として現行の審査基準に基づいて定期安全管理審査を受けて、当該組織が、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられているという評定結果の通知を受けた場合においては、改正法施行に伴う省令改正による関連規定を適用することとし、その評定に係るインセンティブ期間の起算日は、改正法施行日の前日とする。 5. 1. で規定する複数の発電所一体の共通の<u>法定自主検査実施体制</u>を構築している<u>法定自主検査実施組織</u>から一部の発電所又は事業所を切り離す場合の申請については、前回の当該組織としての評定通知を受けた日から申請までの間に<u>法定自主検査</u>がなくても申請できるものとし、そのための新省令第94条	ていないものについては、当該審査の中で併せて<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に係る確認を行う。 改正法施行日において旧省令第94条の5第1号に定める組織であって、旧省令第94条の2第2項第1号の規定に係る前回の申請において、火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（20120919商局第66号）の別紙1.（1）②の審査基準に基づく承認を受けた組織は、改正法施行日をもって新省令第94条の5第1項第2号に定める組織と読み替え、また、別紙1.（1）②の審査基準に基づく承認を受けていない組織は、改正法施行日をもって新省令第94条の5第1項第3号に定める組織と読み替えるため、設置者は、改正法施行日以後に初めて実施する定期安全管理審査を申請する際には、前回の評定通知及び旧省令第94条の2第2項第1号の規定による承認通知を審査機関に提示すること。 新省令第94条の5第1項第2号又は第3号に定める組織が、インセンティブ期間満了を前に新省令第94条の5第1項第1号に規定する組織としての審査を受ける場合、又は新省令第94条の5第1項第3号に定める組織が、インセンティブ期間満了を前に新省令第94条の5第1項第2号に規定する組織としての審査を受ける場合、改正法施行日以後に初めて実施する定期安全管理審査に限っては、<u>定期事業者検査</u>の実施がない場合も定期安全管理審査を受審することができることとし、また、前回の評定通知により付与されたインセンティブの効力を失っていない場合は、その審査で評定された審査項目及び旧省令第94条の2第2項第1号の規定による承認を受けた項目については除外する。ただし、当該審査による評定通知で付与するインセンティブ期間の起算日は、前回の評定通知を受けた日からとする。 改正法が施行された日以降3ヶ月を超えない時期に旧省令第94条の5第1号の2に規定する組織として現行の審査基準に基づいて定期安全管理審査を受けて、当該組織が、<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられているという評定結果の通知を受けた場合においては、改正法施行に伴う省令改正による関連規定を適用することとし、その評定に係るインセンティブ期間の起算日は、改正法施行日の前日とする。 5. 1. で規定する複数の発電所一体の共通の<u>法定事業者検査実施体制</u>を構築している<u>法定事業者検査実施組織</u>から一部の発電所又は事業所を切り離す場合の申請については、前回の当該組織としての評定通知を受けた日から申請までの間に<u>法定事業者検査</u>がなくても申請できるものとし、そのための新省令第94条

改正後	改正前
使用前・定期安全管理審査実施要領	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）
の5第1項第4号に規定する審査は必要としない。なお、切り離す場合の申請がインセンティブ期間満了を前に新省令第94条の5第1項第1号に規定する組織として初めて受ける定期安全管理審査であって、前回の評定通知により付与されたインセンティブの効力を失っていない場合は、その審査で評定された審査項目及び旧省令第94条の2第2項第1号の規定による承認を受けた項目については除外する。 【改正履歴】 令和2年12月28日 令和3年4月1日 <u>令和5年3月20日</u>	94条の5第1項第4号に規定する審査は必要としない。なお、切り離す場合の申請がインセンティブ期間満了を前に新省令第94条の5第1項第1号に規定する組織として初めて受ける定期安全管理審査であって、前回の評定通知により付与されたインセンティブの効力を失っていない場合は、その審査で評定された審査項目及び旧省令第94条の2第2項第1号の規定による承認を受けた項目については除外する。 【改正履歴】 令和2年12月28日 令和3年4月1日 （新設）